

設備管理業務特記仕様書

第1章 総則

- 1 目的
- 2 業務履行期間等
- 3 業務の範囲
- 4 業務の実施
- 5 業務従事者
- 6 業務従事者に対する異議
- 7 損害賠償
- 8 業務実施報告書等
- 9 軽微な変更
- 10 緊急時の処置
- 11 守秘義務
- 12 負担区分
- 13 受注者の法令上の責任
- 14 疑義の処理
- 15 関係法令等の遵守
- 16 2019年度本業務受注者からの引継業務
- 17 2022年度本業務受注者への引継業務

第2章 基本事項

- 1 建物等の規模
- 2 業務対象設備
- 3 業務の区分
- 4 書類の整備

第3章 統括管理業務

- 1 建築物環境衛生管理技術者の業務
- 2 運転等計画業務
- 3 記録等管理業務
- 4 立会い業務
- 5 防災業務
- 6 その他の業務

第4章 運転監視・日常点検保守業務

- 1 業務内容
- 2 保守点検の方法
- 3 記録の方法
- 4 修繕業務

第5章 定期点検・測定・清掃業務

- 1 飲料水等水質検査業務
- 2 空気環境測定業務
- 3 機械室定期清掃業務
- 4 ばい煙測定業務
- 5 受水槽清掃作業
- 6 中水槽清掃作業
- 7 排水ポンプ槽清掃作業
- 8 固液分離設備清掃作業
- 9 自動灌水設備点検業務
- 10 池ろ過設備点検業務
- 11 固液分離設備点検業務
- 12 実験排水設備点検業務
- 13 厨房除害設備点検業務
- 14 防災用井戸設備点検業務
- 15 排水水質測定業務
- 16 照度測定業務
- 17 フロン漏洩調査
- 18 建築物定期点検

付則1 保全対象設備表

付則2 電気設備関係点検項目・周期表

付則3 機械設備関係点検項目・周期表

付則4 定義、電気設備関係、空気調和設備関係、衛生・給排水設備関係

付則5 実験排水設備の保守点検内容、厨房除害設備の保守点検内容

別添 埼玉県立大学自家用電気工作物保安規程

別添平面図 案内図、各棟各階平面図

設備管理業務特記仕様書

この特記仕様書は、埼玉県立大学（以下「大学」という）の設備管理業務（以下「業務」という）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものである。本業務は、業務委託共通仕様書及び本特記仕様書に定めるほか、建築保全業務共通仕様書 平成30年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下「保全共通仕様書」という）に基づき行う。

第1章 総則

1 目的

業務は、大学の安全と快適な環境を維持することを目的とする。

その実現のため、施設及び設備を総合的な観点から、計画的かつ適正に運転・管理し、積極的な点検及びメンテナンスを行い、事故・故障の未然防止及び早期発見並びに快適な環境の提供に努め、機器の信頼性及び耐久性の向上、迅速な故障復旧並びにエネルギーの節約を図ること。

また、業務に当たり、大学運営の一翼を担っているという自覚を常に持ち続け、業務改善のため積極的に提案を行い、大学が発注する他業務委託との連携を密に図り、効率的に業務が遂行できるよう努力すること。

2 業務履行期間等

（１）本特記仕様書は、施設の運転監視、日常点検及び保守等の委託業務の内容について示すものであるが、記載のない事項であっても、業務の性質上実施しなければならないもの及び発注者と受注者が協議して定めた業務は、業務員に周知徹底し誠実に実施すること。

（２）業務時間は原則として次の時間とする。ただし、監督員から指示のあった場合はそれに応ずること。

イ 日常点検保守

《平日・休日》 午前８時００分から午後５時００分まで

ロ 運転監視（防災センター）

《平日・休日》 午前８時００分から午後９時００分まで

ハ 宿直（防災センター）

《平日・休日》 午後９時００分から翌日午前８時００分まで

（３）配置人数は、次のとおりとする。

イ 午前８時００分から午後０時００分まで ２人以上

ロ 午後０時００分から午後５時００分まで ４人以上

ハ 午後５時００分から午後９時００分まで ２人以上

二 午後９時００分から翌日午前８時００分まで １人以上

3 業務の範囲

業務は、大学に設置されている諸設備の安全かつ経済的な運転と適切な保守点検を行い、予防保全に努めるとともに、万一、異常又は異常を予知できる兆候を察した場合は適切な措置を行い、安全の確保及び設備の長寿命化を図ること。

業務は、第２章３の区分及び第３～５章による。

4 業務の実施

(1) 業務の計画立案と実施

業務の実施に当たっては、常に大学及び関係業務と密接な連絡を取り、施設の運営状況を考慮し、業務の計画を立案し、臨機応変な組織と機能をもって実施に当たること。

(2) 設備の運転監視業務

空気調和設備の運転に当たっては、施設の利用状況及び天候を考慮し、室温及び湿度等を常に快適な環境となるように維持すること。また、効率的かつ省エネ運転に努めること。

(3) 設備の点検項目・周期表

付則2「電気設備関係点検項目・周期表」、付則3「機械設備関係点検項目・周期表」及び「保全共通仕様書」を参考とする。

(4) 業務実施計画

イ 業務計画書等の提出

業務組織表、業務従事者名簿及び業務計画書（年間は契約後5日以内、月間は実施する月の前月末まで）を提出し、承認を得ること。

ロ 持込み備品表の提出

業務の履行に必要な持込み機材は、一覧表を提出し承認を得ること。

(5) 設備の作成・保管業務書類

イ 運転日誌・作業日誌

ロ 日常巡視点検日誌

ハ 各点検・整備記録

ニ 事故発生報告書

ホ 設備管理月報・年報

ヘ 関係図面の整備、書類の保管

ト その他必要なもの

(6) 点検等の結果に対する処理

イ 点検の結果、不備な箇所等を発見した場合は、必要な措置を施すこと。

ロ 故障の程度により復旧が困難な場合は、速やかに監督員に報告し、大学発注業者が調査を行う際は、現場への案内、経過の説明など協力すること。修理等の際は立会い、その復旧に全力をあげること。

5 業務従事者

(1) 業務責任者等の配置及び職務

ア 受注者は、業務を円滑に遂行するため、業務従事者のうちから全ての現場業務について、統括的な責任を有する者（以下「業務責任者」という）を専任の上、業務現場に配置し、発注者に届け出ること。

なお受注者は、業務責任者が不在の場合に備え、その職務を代理する者（副責任者）を専任し、発注者に届け出ること。

- ・業務責任者及び副責任者は設備に関する実務に5年以上の経験を有する者を配置すること。
- ・業務責任者不在時は、副責任者に業務責任者に準ずる権限を付与し代行させること。

イ 業務責任者は、業務を円滑に遂行するため、常に発注者との連携を緊密にし、必要な連絡を行うとともに、次に掲げる職務を行うこと。

- ・発注者との連絡調整
- ・業務従事者の指揮及び管理監督
- ・業務従事者の指導、教育
- ・その他作業管理全般等

ウ 業務責任者は、業務開始日の3月以前から恒常的な雇用関係である者のうち、設備の保全管理業務・点検整備業務において、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有すること。

(2) 業務体制

常駐場所は防災センターとし、運転監視業務のため最低1名は常駐すること。現場対応のため、やむを得ず防災センターを無人にするときは、連絡先を明示すること。・宿直時間は、現場での対応が必要なとき以外は原則防災センターにて待機すること。また、緊急時に応援が呼べる体制を整備しておくこと。

ア 日常点検保守の時間中は、業務責任者又は副責任者を常駐させること。

イ 業務員は、作業に関する必要な知識及び技能を有すること。

(3) 有資格者の配置

受注者は、下記資格を有する者を配置すること。ただし、監督員と協議の上、複数の資格を兼任するよう選任することは構わない。

ア 電気主任技術者及び電気工事士取得者で業務を十分遂行できる者。

イ 小規模ボイラーの講習修了者で業務を十分遂行できる者。

ウ 建築物環境衛生管理技術者取得者で業務を十分遂行できる者。

エ 危険物取扱者（乙種4類）取得者で業務を十分遂行できる者。

オ 第3種冷凍機械責任者取得者で業務を十分遂行できる者。

カ 公害防止管理者又は公害防止主任者（大気関係）取得者で業務を十分遂行できる者。

キ 甲種防火管理者取得者で業務を十分遂行できる者。

ク 消防設備士取得者で業務を十分遂行できる者。

ケ その他関係法令に基づく法定技術責任者が必要となった場合も監督員と協議の上、選任するものとする。

6 業務従事者に対する異議

業務の遂行にあたって、業務従事者について著しく不適当と認める者があるときは、発注者は受注者に対しその事由を明示し、当該業務従事者の交代に関し要求することができる。

7 損害賠償

業務従事者が業務の実施に当たり、故意又は過失によって施設設備、備品等を滅失又は破損したときは、受注者の負担において現状を回復するとともに生じた損害を賠償すること。

また、業務従事者が業務実施に当たり、第三者に損害を及ぼしたときは、大学の責務に帰する場合を除き、その責任を負わなければならない。

8 業務実施報告書等

受注者は、作業実施後、次の書類を監督員に提出しなければならない。

- (1) 業務実施報告書（保守点検整備記録簿）
- (2) 業務日報
- (3) 業務実施状況写真
- (4) その他監督員が必要と認め提出を求めた書類

9 軽微な変更

- (1) 仕様書に基づく業務が施設の運営管理上の変更を生じた場合、発注者と受注者との協議の上これを軽微な変更として取り扱い業務範囲内にて実施すること。
- (2) 業務において、法令上実施しなければならないもの又は発注者が実施しなければならないと認めるものについては、受注者の負担により実施すること。

10 緊急時の処置

故障の早期発見及び事故の未然防止に努めるとともに、火災、停電、断水又はその他の災害が発生した場合は、直ちに監督員に第一報を入れること。また、必要に応じて警察、消防に、通報・連絡すること。

11 守秘義務

受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除又は期間終了後も同様とする。

12 負担区分

- (1) 業務を履行するために必要な電気、水及びガス等は、発注者の負担とする。
- (2) 業務を履行するため、防災センター、控え室、机、ロッカー及び資材置場等は、発注者が貸与する。（講堂倉庫を業務従事者控え室とする。）
- (3) 業務実施のために必要な工具、測定器及び消耗品等は、受注者の負担とする。
ただし、資材、電球、工作機械、機械部品、燃料及び薬品等は、発注者の負担とする。
- (4) 法令に基づく設備等の検査が必要な場合は、受注者の負担とする。
- (5) 業務に関する連絡に限り、事務用電話を認める。ただし、通話ごとに管理日報に記入する。

13 疑義の処理

この仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議して処理すること。

14 関係法令等の遵守

設備管理の業務に当たっては、下記の法令、その他関係諸法令及び大学各規程等を遵守し、大学の安全と快適な環境の保持に努めること。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 消防法及び埼玉県立大学消防計画書

- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (4) 水道法
- (5) 電気事業法及び埼玉県立大学自家用電気工作物保安規程
- (6) 電気通信事業法
- (7) 高圧ガス保安法
- (8) 大気汚染防止法
- (9) 水質汚濁防止法
- (10) 建築基準法
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (12) 埼玉県立大学施設等管理規程及び規程に基づく各種要綱等
- (13) その他関係法令

15 2019年度本業務受注者からの引継業務

受注者は業務履行に当たり前回の受注業者から十分に業務引継を受けること。

16 2022年度本業務受注者への引継業務

2022年度本業務受注者に対し、業務の速やかかつ確実な立ち上げが行えるように、業務引継を行うこと。引継期間はおおむね1か月間とする。なお、引継期間は契約期間にとらわれない。また、引継業務及びこれに関連する業務に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

第2章 基本事項

1 建物等の規模

(1) 北棟	R C + S 造	4 階建	1 5, 3 4 9. 3 4 m ²
(2) 教育研修センター棟	R C + S 造	4 階建	3, 5 4 1. 2 1 m ²
(3) 共通施設棟	R C 造	2 階建	3, 1 8 4. 8 4 m ²
(4) 本部棟	R C + S R C + S 造	4 階建	7, 2 9 3. 0 2 m ²
(5) 情報センター棟	R C 造	2 階建	2, 9 0 4. 1 7 m ²
(6) 南棟	R C + S 造	4 階建	1 6, 0 1 7. 7 1 m ²
(7) 学生会館	R C + S 造	3 階建	1, 8 2 8. 4 7 m ²
(8) 体育館	R C + S 造	3 階建	2, 9 2 1. 9 2 m ²
(9) その他			1, 1 1 1. 4 2 m ²
合計 (延面積)			5 4, 1 5 2. 1 0 m ²
(10) 大学敷地面積			1 0 2, 0 8 6. 1 4 m ²
(11) 敷地及び建物の参考平面図は、別添平面図による。			

2 業務対象設備

大学の安全と衛生的で快適な環境の維持を図り、諸設備の合理的かつ経済的な運転管理業務を実施し、円滑な運営を図ること。

業務対象設備の種類・数量及び内容は、下記及び付則 1 「保全対象設備表」とする。

- (1) 中央監視設備
- (2) 空気調和設備
- (3) 給排水衛生設備
- (4) 電気設備
- (5) 防災設備
- (6) 舞台装置設備
- (7) 建築建具
- (8) その他付帯設備

3 業務の区分

業務は、次の区分によって行う。

- (1) 総括管理業務
- (2) 運転監視・日常点検保守業務
- (3) 定期点検・測定・清掃業務

4 書類の整備

業務に関する書類は必要な都度取り出せるように防災センター室に常備し、これを保管、管理、整備しておかなければならない。

- (1) 埼玉県立大学設備管理業務委託仕様書
- (2) 保全計画及び業務工程表 (月間、年間)
- (3) 日常及び定期点検整備・測定記録表
- (4) 業務日誌及び打合せ記録
- (5) 管理日報、月報及びメッセージ等打出し資料

- (6) 貸与品（備品、消耗品）、設備機器台帳
- (7) 業務員名簿
- (8) 機器故障（事故）等報告書、点検・補修・作業等報告書
- (9) 発注者（大学）が貸与する書類
 - ①完成図 ②機器完成図 ③保全に関する指導案内書 ④試運転報告書
 - ⑤施工記録に関する図書類及び写真
- (10) 埼玉県立大学消防計画書に基づく点検記録

第3章 統括管理業務

1 建築物環境衛生管理技術者の業務

(1) 建築物の維持管理全般が環境衛生上適正に行われるように次の業務を行うこと。

- イ 維持管理業務計画書の立案（年間、月間）
- ロ 維持管理業務の全般監督
- ハ 環境衛生上管理に関する測定又は検査の実施とその結果の評価
- ニ 環境衛生上の維持管理に必要な調査の実施とその結果の評価
- ホ 環境衛生管理に必要な諸書類の作成及び関係書類の保管
- ヘ 環境衛生管理に必要な意見の具申、その他必要な業務

(2) 年間管理計画は法に則した当年度の計画をたてること。

(3) 計画及び臨時に必要なと認められた事項について測定検査及び調整を指導し、又は自ら実施して、その結果を評価し衛生的環境の維持向上に資すること。

(4) 監督、測定、検査、調査その他によって特に改善、変更等を要すると認められた事項について、具体的にその内容を明らかにした文書により、その都度、監督員に報告し指示を受けること。

(5) 管理計画のほか、実施報告書、測定及び調査等の記録及び評価等に関する書類、関係官公庁への報告その他の書類並びに上記各種書類にかかわる図面等を作成すること。

(6) 建築物衛生管理技術者は要請があれば、適切な時期に建築物の環境衛生に関して職員にその維持管理状況を報告し、改善等について説明すること。

2 運転等計画業務

受注者は機器の機能を十分理解し保守点検業務に当たるとともに各棟、各室は使用条件も異なるため、省エネルギー、機器の機能保全を考慮した運転計画及び保守計画を立案し業務に対応すること。

3 記録等管理業務

日常点検記録、各機器の運転日誌、設備台帳及び中央監視機器からの打出し資料等の解析、フィードバックに関する業務並びに関係予備品、備品、工具類等の保管管理を行うこと。

4 立会い業務

各施設、機器等に係る定期点検、検査、修繕及び重油等の搬入について監督員と打合せを行い、実施に立会い、運転上支障のないようにすること。

5 防災業務

(1) 災害、事故等が発生した場合は、別に指示する緊急連絡等の非常時の処置によるとともに、監督員にその発生内容の状況等を迅速に報告し、二次災害の防止と適切な復旧措置を講じ、校舎の安全確保に努めること。また、埼玉県立大学消防計画書を熟知しその対応について必要な措置をとること。

- (2) 業務員は、日頃から機器操作、火災時等における防災機器の作動順序把握を中心とした訓練を行わなければならない。

また、定期的実施される大学の防災訓練に参加すること。

6 その他の業務

- (1) 各施設、機器等の安全な運用を確保するための点検、調整、改善及び工事を必要と認めるときは、速やかに意見を付して監督員に報告し指示を受けること。
- (2) その他監督員の指示する業務を行うほか、各業務について監督員はもとより大学が発注する他の委託業者との緊密な連絡・協力体制を構築し柔軟に業務にあたること。
- (3) 大学が発注する修繕・工事の受注者がその修繕・工事完了のため実施する調査等に協力し、必要な資料の提供を監督員の指示の下、行うこと。また、必要な機器の発停についても同様に行うこと。
- (4) 対象設備等の操作マニュアル、取扱説明書等を整理すること。また、実作業により得た注意点・作業手順をマニュアル等にフィードバックすること。
- (5) その他管理運営上、必要なもの。

第4章 運転監視・日常点検保守業務

1 業務内容

(1) 運転監視業務（防災センター）

設備管理に精通した職員が常時勤務し、運転計画等に基づき機器の効率的な運転に努めること。

- ・遠隔監視制御機器による設備機器の運転、監視業務
- ・火災総合操作盤、非常放送操作盤、ELV監視盤等の運転監視
- ・運転開始前には、システムや機器等の各部に異常又は支障がないことを確認すること。
- ・運転中は、システムや機器等の正常運転を確認し、必要に応じ計測等を行う。
- ・システム運用上必要な各種操作を行う。
- ・機器の運転停止の状態、操作及び故障、警報等の監視を行う。
- ・室内空気環境、衛生状態の監視及び調整を行う。
- ・コンピュータ制御を行うものについては、制御状態、結果の監視を行うとともに各種データの抽出管理を行う。
- ・定期的に外気状態の監視を行う。

(2) 日常点検保守

①電気設備

受変電設備（直流電源設備、自家用発電機設備、電力監視装置等を含む一式）、電灯・コンセント設備及び弱電設備（放送設備、電気時計、表示設備、テレビ共聴）を消防法、建築基準法及びその他の法令又は別添「埼玉県立大学自家用電気工作物保安規程」等を遵守し、次の業務を行うこと。

- ・付則1「保全対象設備表」に掲げる設備の日常点検保守業務
- ・運転、監視、清掃、日常保守点検及び関係者との連絡調整
- ・照明器具の球交換（大学所有の高所作業台を使用して交換を行える箇所とする）
- ・各種の計測及び記録の作成
- ・授業期間中は午後6時以降に学内を巡回し、照明・空調の切り忘れを点検すること。
- ・年1回実施する自家用電気工作物保安検査の際は、大学が別に発注する「自家用電気工作物保安管理業務」受注者の検査の立会・案内を行い、そのために必要な従業員の配置を行うこと。また、検査実施のために必要な仮設電源の配線、事前準備、停電前の機器停止、復電後の機器復旧を行い、その作業計画書を事前に提出すること。

②空気調和設備

中央監視装置、ボイラー、冷温水発生機、空気調和機、ファンコイルユニット、送排風機等について、消防法、建築基準法、労働安全衛生法その他の法令を遵守し、次の業務を行うこと。

- ・付則1「保全対象設備表」に掲げる設備の日常点検保守業務
- ・運転、監視、清掃、日常保守点検及び関係者との連絡調整
- ・各種の計測及び記録の作成
- ・パッケージ形空気調和機設備の日常保守点検・清掃
- ・エアーフィルター設備の日常保守点検・清掃
- ・ボイラー、角型滅菌器の法定整備検査及び日常保守点検

- ・薬液類の補充及び補充量の監視・管理
- ・送排風機の日常点検・清掃

③消防設備

消防法に基づく定期点検業務を除き自動火災報知設備、消火栓設備、排煙設備、誘導灯設備等について、巡回点検を行うこと。

④給排水衛生設備

上水及び雑用水の給水、給湯及び排水設備等について次の業務を行うこと。ただし、分解を伴う精密点検及び清掃を除く。

- ・運転、監視、清掃及び保守点検
- ・受水槽（清掃含む）、中水槽（清掃含む）、膨張水槽、耐震性貯水槽及びマンホール等の保守点検
- ・各種の計測及び記録の作成
- ・分析及び記録の作成
- ・薬液類の補充及び補充量の監視・管理

⑤講堂の舞台設備・照明設備・A V機器設備

大学運営上、発注者が必要と認める範囲内において、講堂の舞台設備・照明設備・A V機器設備（講義室含む）の運転・操作を行うこと。

⑥その他

本部棟、共通施設棟及び情報センター棟の屋上ウッドデッキを巡回した際に、劣化・ビス抜け等の不具合がある場合、補整調整を行うこと。

（３）宿直

現場での対応が必要なとき以外は原則防災センターにて待機することとし、次の業務を行うこと。

- ・システム運用上必要な各種操作を行う。
- ・機器の故障、警報等の確認を行う。
- ・災害非常時等の初期対応及び関係機関への通報、在学者の避難誘導

重大な不具合の際は、監督員第一報を入れ、また緊急時に応援が呼べる体制を整備しておくこと。

2 保守点検の方法

大学の設備保守、点検業務は機器の状態、用途及び稼動に応じた臨機の適正な保全を行うものとし、付則４を参考として積極的に実施すること。また、教職員より設備の不具合連絡を受けた際は現場に急行し、臨機の措置を取り、その内容・経過を監督員に報告すること。ただし、監督員が設備点検を要請した場合は、これにより点検を行う。

（１）点検は、特殊な場合を除き目視等による点検とする。なお、点検には脚立程度の踏台を使用するものとする。

（２）天井裏等の隠ぺい部分の点検は、点検口等の回りから目視できる範囲とする。

3 記録の方法

記録は設備の損耗、経年変化、機能低下の状態等現状を的確に表現したものを整備すること。また、設備の修繕、更新、保全計画及び管理改善のための重要な情報となるよう、受注者は積極的に意見を具申すること。あわせて各設備メータ類及び光熱水費に係る検針・記録を行うこと。

4 修繕業務

- (1) 修繕は、故障・破損復旧、機器の信頼性及び耐久性の向上並びに故障の未然防止のため、積極的に対応の提案を行い、監督員の指示に基づきこれを行うこと。ただし、緊急を要する場合は、臨機の措置を取り、その内容を遅滞なく監督員に報告すること。
- (2) 修繕の際に必要な部品・部材・工具は大学で用意する。

第5章 定期点検・測定・清掃業務

業務内容

定期点検・測定・清掃業務の内容は以下のとおりとし、法令、保全共通仕様書、各設備機器取扱説明書、J I S等に基づき行うこと。

受注者は、以下の業務及び作業実施前において、年間の業務実施要領書を作成し、発注者に提出し承諾を得ること。また、各回の実施報告書を法令その他に基づき、監督員と協議のうえ定め、これを作業実施後遅滞なく作成し、承諾を得ること。

1 飲料水等水質検査業務 年2回

検査は、法令及び保全共通仕様書等に基づき実施すること。

検査場所及び日時については、監督員と協議すること。

残留塩素測定については各棟の上水系統末端箇所です毎日実施すること。

中水のpH、臭気、外観、残留塩素測定を毎週実施すること。また、大腸菌測定については2か月ごとに実施すること。

水道法第34条の2第2項に基づく簡易専用水道の管理についての検査を実施すること。所轄所に報告等が必要な場合は、本業務内容に含むものとする。

2 空気環境測定業務 年6回

測定は、法令及び保全共通仕様書等に基づき実施すること。

測定点は、33点以上とする。

測定場所及び日時については、監督員と協議すること。

測定項目は、下記による。

ア 浮遊粉じん

イ 一酸化炭素

ウ 炭酸ガス

エ 温度

オ 相対湿度

カ 気流

3 機械室定期清掃業務 年2回

清掃は、モップ等による水拭き清掃、箒等による塵芥の清掃及び消耗部品等の整理整頓とする。対象箇所は、大学内電気室、機械室等の監督員の指定する場所とする。

4 ばい煙測定業務 年2回

測定は、法令及び保全共通仕様書等に基づき実施すること。

測定点は、20点以上とする。

測定場所、日時及び濃度計量証明については、監督員と協議すること。

測定項目は、下記による。

ア 湿り排ガス流量

イ 乾き排ガス流量

ウ 流速

エ 排ガス温度

オ 水分量
カ 排ガス中のO₂濃度
キ ダスト濃度
ク ダストO₂5%換算値
ケ 窒素酸化物濃度
コ 窒素酸化物O₂5%換算値

- 5 受水槽清掃作業 年1回（2022年度は実施なし）
作業は、法令及び保全共通仕様書等に基づき実施すること。
作業場所及び日時については、監督員と協議すること。
作業項目には、受水槽廻り関連設備機器の点検を含む。
- 6 中水槽清掃作業 3年に1回（2021年度実施）
作業は、法令及び保全共通仕様書等に基づき実施すること。
作業場所及び日時については、監督員と協議すること。
作業項目には、受水槽廻り関連設備機器の点検を含む。
- 7 排水ポンプ槽清掃作業 年4回
作業は、法令及び保全共通仕様書等に基づき実施すること。
作業場所及び日時については、監督員と協議すること。
作業項目には、排水槽廻り関連設備機器の点検を含む。
汚泥の収集運搬及び処分については、受注者にて廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき収集運搬業の許可及び処分業の許可を有する者に適正に処理させること。
処理にあたっては、マニフェスト票及び実地調査により適正に行うこと。
- 8 固液分離設備清掃作業 年1回（2019年度は実施なし）
作業は、法令及び保全共通仕様書等に基づき実施すること。
作業場所及び日時については、監督員と協議すること。
汚泥の収集運搬及び処分については、受注者にて廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき収集運搬業の許可及び処分業の許可を有する者に適正に処理させること。
処理にあたっては、マニフェスト票及び実地調査により適正に行うこと。
- 9 自動灌水設備点検業務 年4回
点検は、保全共通仕様書に準拠し実施すること。
点検項目には、自動灌水関連設備機器の点検、緑化散水タイマーのプログラムの変更、電磁弁の清掃、ストレーナの清掃、点滴式灌水ホースの通水試験及び水漏れ確認・補修を含む。なお、補修方法については、監督員と協議すること。
- 10 池ろ過設備点検業務 年2回
点検は、保全共通仕様書に準拠し実施すること。
点検項目は、池ろ過関連設備機器の点検、ポンプピット内の残留塩素測定、その他納入業者取扱説明書による。

- 11 固液分離設備点検業務 月 1 回
点検は、保全共通仕様書に準拠し実施すること。
点検項目は、固液分離関連設備機器の点検、その他納入業者取扱説明書による。
- 12 実験排水設備点検業務 月 2 回
点検は、保全共通仕様書に準拠し実施すること。
点検内容は、付則 5 実験排水設備の保守点検内容による。
- 13 厨房除害設備点検業務 月 1 回
点検は、保全共通仕様書に準拠し実施すること。
点検内容は、付則 5 厨房除害設備の保守点検内容による。
- 14 防災用井戸設備点検業務 月 1 回
点検は、保全共通仕様書に基づき実施すること。
点検項目は、防災用井戸関連設備機器の点検、その他納入業者取扱説明書による。また、大学指定様式の揚水量報告書作成を行うこと。
- 15 排水水質測定業務 年 2 回
測定は、法令及び保全共通仕様書等に基づき実施すること。
測定日時については、監督員と協議すること。
- 16 照度測定業務 年 2 回
測定は、法令及び保全共通仕様書等に基づき実施すること。
測定点は、400 点以上とする。
測定場所及び日時については、監督員と協議すること。
測定項目は、照度（ルクス）とする。
- 17 フロン漏洩調査 フロン排出抑制法に基づいた点検回
フロン排出抑制法に基づく、簡易点検・定期点検を実施すること。
実施後に点検報告書を作成し提出すること。
- 18 建築物定期点検 2019年度実施
建築基準法第12条第2項の規定に基づく建築物（建築設備を除く。）の定期点検を実施すること。点検結果については、「特殊建築物等定期調査業務基準(2016年改訂版)」
（発行：（一財）日本建築防災協会）に準拠した報告書を作成し提出すること。

付則1

保全対象設備表

区 分	機 器 区 分	項 目	数 量	備 考
電気設備等	電灯・動力設備	照明器具、配線器具等の巡視		
		電灯分電盤	100	
	受変電設備	動力制御盤	75	
		高圧配電盤	50	
		低圧配電盤	44	
	自家発電設備	自家発電装置	1	
		直流電源装置	1	
	蓄電池設備	直流電源装置	5	
	無停電電源装置	CVCF	1	
	実験コンセント盤		82	
	開閉器盤		52	
	構内高圧配電線路		8	
	電気時計設備	親時計	2	
		子時計	212	
	外灯設備	1基1灯	210	
	避雷設備	突針	7	
		棟上げ導体	3	
		接地極	65	
		親機・子機	18	
	インターホン設備	アンテナ	4	
	テレビ・共用受信設備	ヘッドエンド	2	
		中央監視制御設備	21	
	監視制御設備	固定式カメラ	78	
	ITV設備	電動式カメラ	14	
		モニター	7	
		操作器	2	
		基数	10	
	グラント照明設備	灯数	104	
消防用設備等	自動火災報知設備	受信機R型	1	
		R型副受信機	4	
		差動式スポット型感知器	952	
		定温式スポット型感知器	531	
		光電式スポット型感知器	10	
		光電式煙感知器	393	
		R型発信機	127	
		消火栓起動装置	2	
	ガス漏れ火災報知装置	検知器	79	
		増幅器操作部	4	
	非常放送設備	スピーカー回線	132	
		ダンパー	17	
		防火戸ドア式	13	
		防火戸シャッター式	7	
		差動式スポット型感知器	128	
		定温式スポット型感知器	38	
昇降機	エレベーター	積載荷重 速度		
		900kg 45～60m/min	6	
		1,450kg 45m/min	2	
その他	電話交換設備		1	
	入退室監視設備		1	
	AV設備		33	
	難聴者設備		2	
	身障者呼出装置	親機、子機	32	
	ナースコール設備		3	
	太陽光発電設備	ソーラーパネル 制御盤	992 1	

付則1

保全対象設備表

区 分	機 器 区 分	項 目	数 量	備 考
機械設備等	上水受水槽	鋼板製一体型 25m ³ (有効)	2	
	中水槽	90m ³	1	
	消火用補給水槽	SUS製 0.8m ³ (有効)	2	
	膨張タンク	密閉式 120ℓ	5	
		密閉式 80ℓ	3	
		密閉式 60ℓ	2	
	貯湯槽	SUS製 2,000ℓ	1	
		SUS製 600ℓ	1	
	蒸気式給湯機	貯湯式 1,500ℓ 120,000kcal/h	5	
		貯湯式 1,000ℓ 90,000kcal/h	3	
		瞬間式 3,100ℓ 109,000kcal/h	1	
	電気温水器	貯湯式 壁掛 40ℓ	1	
		貯湯式 台下設置 25ℓ	1	
		貯湯式 台下設置 12ℓ	1	
		固体蓄熱式	1	
	ガス湯沸器	屋外設置 32号	1	
		屋外設置 20号	1	
		壁掛 20号	1	
		壁掛 20号FF式	3	
	冷水器	屋外壁掛 16号	2	
		壁埋込 30ℓ/h 2連	4	
		壁埋込 30ℓ/h 単低	7	
		壁埋込 30ℓ/h 単高	1	
	飲料水滅菌装置	薬液槽 100ℓ 薬液ポンプ 28cc/min × 10kg/cm ³	1	
	熱交換器	蒸気-水熱交 84,000kcal/h	1	
	グリストラップ	281.2ℓ/min	2	
	排水ポンプ槽	2,500φ FRP製 排水ポンプ 750ℓ/min × 7m × 3.7kw × 3台	1	
	雨水調整槽	SUS製 排水ポンプ 40φ × 100ℓ/min × 5m × 0.25kw	14	
	上水加圧給水ポンプユニット	80φ × 800ℓ/min × 53m × 7.5kw × 3台	1	
	冷却塔補給水ポンプ	65φ × 500ℓ/min × 20m × 2.2kw × 3台	1	
	中水加圧給水ポンプユニット	50φ × 600ℓ/min × 42m × 5.5kw × 3台	1	
	灌水ポンプユニット	水中32φ × 125ℓ/min × 42m × 2.2kw × 2台	1	
	屋内消火栓ポンプユニット	50φ × 300ℓ/min × 73m × 7.5kw	1	
	屋外消火栓ポンプユニット	100φ × 800ℓ/min × 64m × 18.5kw	1	
	給湯循環ポンプ(ラインポンプ)	25φ × 20ℓ/min × 5m × 0.15kw	3	
		25φ × 15ℓ/min × 4m × 0.15kw	2	
		25φ × 15ℓ/min × 6m × 0.25kw	1	
		32φ × 20ℓ/min × 5m × 0.4kw	3	
	湧水ポンプ	50φ × 100ℓ/min × 5m × 0.4kw × 2台	34	
		50φ × 100ℓ/min × 5m × 0.75kw × 2台	13	
		50φ × 100ℓ/min × 5m × 0.25kw	4	
	散水ポンプ	水中65φ × 417ℓ/min × 65m × 7.5kw × 2台	2	
	雨水貯留槽(排水ポンプ)	水中50φ × 200ℓ/min × 8m × 0.75kw	1	
	〃 (循環ポンプ)	水中80φ × 730ℓ/min × 6m × 3.7kw × 2台	1	
	〃 (濾過ポンプ)	水中80φ × 200ℓ/min × 18m × 2.2kw × 2台	1	
	〃 (逆洗ポンプ)	水中80φ × 970ℓ/min × 17m × 5.5kw	1	
	池(滝ポンプ)	水中100φ × 1500ℓ/min × 7m × 5.5kw × 2台	1	
	〃 (濾過ポンプ)	水中50φ × 150ℓ/min × 18m × 1.5kw	1	
	〃 (薬注ポンプ)	8~45cc/min	1	
	〃 (濾過装置)	1,500φ 10m ³ /h	1	
	医療用(吸引ポンプ)	1.5kw	1	
	〃 (コンプレッサ)	1.5kw	1	
	貯湯槽加温ポンプ(ラインポンプ)	32φ × 70ℓ/min × 6m × 0.25kw	1	
	ソーラー放熱ポンプ(ラインポンプ)	40φ × 140ℓ/min × 6m × 0.4kw	1	

付則1

保全対象設備表

区 分	機 器 区 分	項 目	数 量	備 考
機械設備等	屋内消火栓箱	埋込型	37	
		露出型	26	
		露出型 消火器併用	38	
	屋外消火栓箱	露出型	8	
		露出自立型	6	
		埋込型 900×1400×250	11	
	耐震受水槽	SUS製 100m ³	1	
	防災井戸	50φ×200 $\frac{\text{mm}}{\text{min}}$ ×60m×3.7kw	1	
	ソーラー	平板型集熱器	52	
		落水槽 SUS444 2m ³ 1000×1000×2000 有効 1.6m ³	1	
		蓄熱槽 SUS444 4m ³ 1500φ×1900 交換能力 96,000kcal/h	1	
	冷温水発生機	ガス焚二重効用吸収式 冷房:400USRT 暖房:1,100,000kcal/h	3	
	空冷ヒートポンプチラー	冷房:280,000kcal/h 暖房:235,000kcal/h 3φ-400V 45kw×2	4	
	冷却塔	角型 超低騒音形 2,277,000kcal/h 冷却水量 6,900 $\frac{\text{mm}}{\text{min}}$	4	
	蒸気ボイラー	炉筒煙管式 800,000kcal/h 1,500kg/h	2	
	熱交換器	プレート型 水-水熱交 1,209,600kcal/h	1	
		プレート型 水-水熱交 151,200kcal/h	1	
	ホットウエルタンク	開放角型 1000×2000×1000	2	
	膨張タンク	開放角型 1500×1500×1500	1	
	薬液注入装置	62cc/min×2	3	
	冷温水ポンプ	4000 $\frac{\text{mm}}{\text{min}}$ ×55m×75kw	4	
		500 $\frac{\text{mm}}{\text{min}}$ ×35m×11kw	1	
	蓄熱槽(一次ポンプ)	930 $\frac{\text{mm}}{\text{min}}$ ×35m×11kw	4	
	〃 (二次ポンプ)	2900 $\frac{\text{mm}}{\text{min}}$ ×25m×18.5kw	1	
	〃 (二次ポンプ)	360 $\frac{\text{mm}}{\text{min}}$ ×25m×3.7kw	1	
	真空ポンプ(真空)	0.75kw×2台	1	
	〃 (給水)	0.75kw×2台	1	
	冷却水ポンプ	6900 $\frac{\text{mm}}{\text{min}}$ ×20m×37kw	3	
	全熱交換器	500m ³ /h×20mmAg	2	
		500m ³ /h×10mmAg	2	
		400m ³ /h×7mmAg	2	
		400m ³ /h×5mmAg	4	
		300m ³ /h×20mmAg	1	
		300m ³ /h×10mmAg	5	
		300m ³ /h×5mmAg	9	
		200m ³ /h×10mmAg	15	
		100m ³ /h×10mmAg	10	
		2000 $\frac{\text{mm}}{\text{min}}$ ×2	46	
	コンベクター(冷温水)	1,500 $\frac{\text{mm}}{\text{min}}$	173	
	〃 (温水)	1,500 $\frac{\text{mm}}{\text{min}}$ ×2	8	
	〃 (温水)	1,500 $\frac{\text{mm}}{\text{min}}$ ×3	3	
	ドラフトチャンバー	1300m ³ /h	5	
		900m ³ /h	7	
		650m ³ /h	1	
	スクラバー	1300m ³ /h×80mm	3	
	ファンコイルユニット(FCU-1)	カセット型 冷 670kcal/h	1	
	〃 (FCU-2)	カセット型 冷 1,310kcal/h	81	
	〃 (FCU-3)	カセット型 冷 1,840kcal/h	308	
	〃 (FCU-4)	カセット型 冷 2,520kcal/h	348	
	〃 (FCU-6)	カセット型 冷 3,750kcal/h	300	
	〃 (FCU-8)	カセット型 冷 5,150kcal/h	98	
	〃 (FCU-12)	カセット型 冷 6,960kcal/h	8	
	〃 (FCU-2)	天井隠蔽型 冷 1,310kcal/h	10	
	〃 (FCU-4)	天井隠蔽型 冷 2,520kcal/h	40	
	〃 (FCU-6)		2	
	〃 (FCU-8)		14	

付則1

保全対象設備表

区 分	機 器 区 分	項 目	数 量	備 考
機械設備等	AHU(空調機)	46000m ³ /h×70mmAg×22kw	1	
		30000m ³ /h×40mmAg×15kw	1	
		24000m ³ /h×10mmAg×15kw	1	
		21000m ³ /h×60mmAg×11kw	1	
		18250m ³ /h×40mmAg×11kw	1	
		15000m ³ /h×80mmAg×11kw	1	
		14000m ³ /h×30mmAg×11kw	1	
		13800m ³ /h×40mmAg×11kw	1	
		10500m ³ /h×30mmAg×5.5kw	3	
		10500m ³ /h×25mmAg×3.7kw	2	
		9400m ³ /h×20mmAg×3.7kw	1	
		9000m ³ /h×40mmAg×5.5kw	1	
		8000m ³ /h×25mmAg×3.7kw	2	
		8000m ³ /h×5mmAg×5.5kw	2	
		7700m ³ /h×20mmAg×3.7kw	1	
		7000m ³ /h×30mmAg×3.7kw	1	
		6000m ³ /h×20mmAg×3.7kw	1	
		5200m ³ /h×5mmAg×2.2kw	11	
		5000m ³ /h×20mmAg×2.2kw	1	
		4800m ³ /h×25mmAg×2.2kw	1	
		4000m ³ /h×20mmAg×2.2kw	2	
	AHU(外調機)	13600m ³ /h×45mmAg×7.5kw	1	
		11872m ³ /h×45mmAg×5.5kw	1	
		10600m ³ /h×40mmAg×5.5kw	1	
		10500m ³ /h×40mmAg×5.5kw	1	
		9300m ³ /h×45mmAg×5.5kw	1	
		8900m ³ /h×45mmAg×5.5kw	1	
		8300m ³ /h×50mmAg×5.5kw	1	
		7700m ³ /h×30mmAg×5.5kw	1	
		7200m ³ /h×45mmAg×3.7kw	1	
		7200m ³ /h×30mmAg×3.7kw	1	
		7100m ³ /h×35mmAg×3.7kw	1	
		6600m ³ /h×30mmAg×3.7kw	1	
		6400m ³ /h×25mmAg×3.7kw	1	
		6300m ³ /h×45mmAg×3.7kw	1	
		5800m ³ /h×30mmAg×3.7kw	1	
		5800m ³ /h×25mmAg×3.7kw	1	
		5600m ³ /h×25mmAg×3.7kw	1	
		5000m ³ /h×30mmAg×3.7kw	1	
		5000m ³ /h×25mmAg×2.2kw	1	
		4800m ³ /h×25mmAg×2.2kw	1	
		4200m ³ /h×25mmAg×2.2kw	1	
		4050m ³ /h×25mmAg×2.2kw	2	
		3900m ³ /h×25mmAg×2.2kw	1	
		3800m ³ /h×25mmAg×2.2kw	1	
		3750m ³ /h×25mmAg×2.2kw	1	
		3750m ³ /h×25mmAg×1.5kw	1	
		3520m ³ /h×45mmAg×2.2kw	1	
		2700m ³ /h×20mmAg×1.5kw	1	
		2000m ³ /h×30mmAg×0.75kw	1	
	パッケージエアコン室外機	PAC-H1	1	PUHY-J224M-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-H1-1	2	PLFY-J71KM-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-H1-2	1	PEFY-J80M-B
	パッケージエアコン室外機	PAC-H2	1	PU-J63GA8
	パッケージエアコン室内機	PAC-H2	1	PLA-J63KA8
	パッケージエアコン室外機	PAC-H3	1	PURY-J280M-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-H3-1	1	PLFY-J45JM-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-H3-2	2	PLFY-J90KM-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-H3-3	1	PLFY-J45JM-A

付則1

保全対象設備表

区 分	機 器 区 分	項 目	数量	備 考
機械設備等	パッケージエアコン室外機	PAC-H4	1	PUHY-J280M-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-H4-1	1	PLFY-J36JM-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-H4-2	1	PLFY-J36JM-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-H4-3	1	PLFY-J36JM-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-H4-4	1	PLFY-J36JM-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-H4-5	2	PLFY-J56JM-A
	パッケージエアコン室外機	PAC-H0-1	1	MUCZ-284S
	パッケージエアコン室内機	PAC-H0-1	1	MTZ-2804S-IN
	パッケージエアコン室外機	PAC-I1	1	PUHY-J140M-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-I1-1	1	PCFY-J45GM-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-I1-2	1	PLFY-J45JM-A
	パッケージエアコン室外機	PAC-I2	1	PUHY-J280M-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-I2-1	2	PCFY-J71GM-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-I2-2	1	PKFY-J22AM-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-I2-3	2	PLFY-J45JM-A
	パッケージエアコン室外機	PAC-J1	2	PUH-J160GA
	パッケージエアコン室内機	PAC-J1	4	PCA-J80HA
	パッケージエアコン室外機	PAC-J2	1	PUHY-J450BM-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-J2	4	PEFY-J112M-B
	パッケージエアコン室外機	PAC-J3	1	PUH-J112GA
	パッケージエアコン室内機	PAC-J3	2	PLH-J56PA8
	パッケージエアコン室外機	PAC-J4	1	PUH-J80GA
	パッケージエアコン室内機	PAC-J4	2	PLH-J40PA8
	パッケージエアコン室外機	PAC-J5	2	PV-J140D
	パッケージエアコン室内機	PAC-J5	2	PA-J140PG
	パッケージエアコン室外機	PAC-J6	1	PUH-J280FA
	パッケージエアコン室内機	PAC-J6	2	PEH-J140FA
	パッケージエアコン室外機	PAC-J7	1	PUHY-J160M-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-J7-1	2	PCFY-J45GM-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-J7-2	1	PCFY-J71GM-1
	パッケージエアコン室内機	PAC-A1	1	PA-J400DG-L-ST
	パッケージエアコン室外機	PAC-A1	1	PA-J400DG-L-ST
	パッケージエアコン室外機	PAC-C1	1	PUHY-J355BM-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-C1-1	1	PLFY-J80LMD-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-C1-2	1	PLFY-J90LMD-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-C1-3	2	PLFY-J90LMD-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-C2	1	PLHX-J140PAG
	パッケージエアコン室外機	PAC-C2	1	PLHX-J140PAG
	パッケージエアコン室外機	PAC-C3	1	PUHY-J224M-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-C3-1	1	PLFY-J56LMD-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-C3-2	1	PEFY-J36AM-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-C3-3	1	PLFY-J45LMD-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-C3-4	1	PEFY-J36AM-A
	パッケージエアコン室外機	PAC-C4	1	PUHY-J224M-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-C4-1	4	PLFY-J56LMD-B
	パッケージエアコン室外機	PAC-D1	1	PUHY-J355BM-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-D1-1	1	PFFY-J224RM-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-D1-2	2	PLFY-J56LMD-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-D2	1	PA-J200PG-L-ST
	パッケージエアコン室外機	PAC-D2	1	PA-J200PG-L-ST
	パッケージエアコン室外機	PAC-E1	1	PUSY-J112M-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-E2	2	PLFY-J56LMD-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-B1	1	PCX-J224GAF
	パッケージエアコン室外機	PAC-B1	1	PCX-J224GAF
	パッケージエアコン室内機	PAC-B2	1	PLHX-J80PA8G
	パッケージエアコン室外機	PAC-B2	1	PLHX-J80PA8G
	パッケージエアコン室外機	PAC-B3	1	PUHY-J224M-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-B3	4	PLFY-J56LMD-B
	パッケージエアコン室外機	PAC-B4	1	PUHY-J280M-B

付則1

保全対象設備表

区 分	機 器 区 分	項 目	数 量	備 考
機械設備等	パッケージエアコン室内機	PAC-B4	2	PLFY-J140LMD-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-B5	1	PLHX-J140PAG
	パッケージエアコン室外機	PAC-B5	1	PLHX-J140PAG
	パッケージエアコン室内機	PAC-B6	1	PLHX-J140PAG
	パッケージエアコン室外機	PAC-B6	1	PLHX-J140PAG
	パッケージエアコン室内機	PAC-B7	1	PLHX-J140PAG
	パッケージエアコン室外機	PAC-B7	1	PLHX-J140PAG
	パッケージエアコン室外機	PAC-B8	1	PUHY-J140M-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-B8	2	PEFY-J71M-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-B9	1	PLH-J140PAG
	パッケージエアコン室外機	PAC-B9	1	PLH-J140PAG
	パッケージエアコン	PAC-B10	1	PAT-J335G-F-ST
	パッケージエアコン	PAC-B11	1	PAT-J335G-F-ST
	パッケージエアコン室外機	PAC-B12	1	PUHY-J355BM-B
	パッケージエアコン室内機	PAC-B12-1	2	PEFY-J160M-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-B12-2	1	PDFY-J36M-A
	パッケージエアコン室内機	PAC-B13	1	PA-J200PG-ST
	パッケージエアコン室外機	PAC-B13	1	PA-J200PG-ST
	パッケージエアコン室内機	PAC-B14	1	PA-J200PG-ST
	パッケージエアコン室外機	PAC-B14	1	PA-J200PG-ST
	パッケージエアコン室外機	PAC-AC-1	2	RXYP500CA
	パッケージエアコン室内機	PAC-AC-1-1	6	FXYFP140MD
	パッケージエアコン室内機	PAC-AC-1-2	2	FXYFP80MD
	給気ファン		27	
	排気ファン		484	
	全熱交換器	150φ 200m ³ /h×10mmAg	4	
		300m ³ /h×5mmAg	9	
		400m ³ /h×5mmAg	4	
		500m ³ /h×20mmAg	2	
		300m ³ /h×20mmAg	1	
		200m ³ /h×10mmAg	11	
		400m ³ /h×7mmAg	2	
		300m ³ /h×10mmAg	5	
		100m ³ /h×10mmAg	10	
		500m ³ /h×10mmAg	2	
動物舎関連	熱回収式チラーユニット	CH-1 冷凍能力132kw 加熱能力180kw	2	RHUJ1500ARB
	冷水タンク	TK-1 FRP製サンドイッチパネル(冷水仕様0℃) 1,500×2,000×2,000	1	
	温水タンク	TK-1 FRP製サンドイッチパネル(温水仕様50℃) 1,500×2,000×2,000	1	
	冷水ポンプ(一次)	PU-1 383L/min×10mH ライン型渦巻ポンプ	2	
	冷水ポンプ(二次)	PU-2 420L/min×10mH ライン型渦巻ポンプ	2	
	温水ポンプ(一次)	PU-1 300L/min×10mH ライン型渦巻ポンプ	2	
	温水ポンプ(二次)	PU-2 370L/min×10mH ライン型渦巻ポンプ	2	
	空調機	5900m ³ /h×80mmAg×3.7kw	1	
		2400m ³ /h×30mmAg×0.75kw	1	
		2100m ³ /h×30mmAg×0.75kw	1	
	水噴霧全熱交換器	5900m ³ /h×30mmAg×0.75kw	1	
	全熱交換器	600m ³ /h×8mmAg×0.75kw	1	
		360m ³ /h×18mmAg×0.75kw	1	
	給気ファン	960m ³ /h×30mmAg×0.4kw	1	
		500m ³ /h×20mmAg×0.4kw	1	
	排気ファン	950m ³ /h×30mmAg×0.4kw	1	
		500m ³ /h×30mmAg×0.4kw	1	
		733m ³ /h×30mmAg×0.4kw	1	
		744m ³ /h×20mmAg×0.2kw	1	
		5900m ³ /h×400pa×2.2kw	1	
	ドラフトチャンバー	960m ³ /h×400pa×0.75kw	1	
	角型滅菌器		1	
	貫流式小型ボイラー		1	

電気設備関係点検項目・周期表

区 分	機 器 区 分	点 検 内 容	点検周期
受変電設備	断路器	異常音、異臭の有無の点検	日 1 回
	真空遮断器	異常音、異臭、振動の有無の点検	日 1 回
	母線	接触不良による異常音、変色、異臭の目視点検	月 1 回
	変圧器	異常音、異臭、振動の有無の点検	日 1 回
	計器用変成器	異常音、異臭、振動の有無の点検	日 1 回
	受変電盤、配電盤	信号灯、表示灯の点灯状態の点検	日 1 回
		外箱、扉等の構造部の汚損、損傷の点検	週 1 回
		扉の開閉、施錠状態の点検	週 1 回
		各計器の指示の点検	日 1 回
		電圧、電流切替スイッチ等の点検	日 1 回
電力用コンデンサー		異常音、異臭、振動の有無の点検	日 1 回
		異常音、異臭の有無の点検	日 1 回
負荷設備	電灯、動力盤、制御盤	異常音、異臭、過熱による変色、汚損の点検	四半期 1 回
		各計器の指示の良否の点検	四半期 1 回
		表示灯の点検状態の良否の点検	四半期 1 回
		扉開閉状態の点検	四半期 1 回
		ケーブル線、I V 線等の汚損、亀裂、発熱による変色の点検	四半期 1 回
	配電線	電線支持物、配管取付状態の点検	四半期 1 回
	照明設備	電球、管球、グローランプの不点時の交換	その都度
	外灯設備	汚損、破損、腐蝕の点検	月 1 回
		電球不点時の交換 (大学所有の高所作業台使用により 交換する箇所は協議による)	その都度
避雷針設備		支持柱の固定状態、避雷導線の断線、端子部の点検	月 1 回
弱電設備・ 通信設備	電気時計設備	時計の外観の汚損、損傷の点検	月 1 回
		時計の時刻の進み遅れの点検	月 1 回
		子時計の運針状況の点検	月 1 回
	拡声設備	増幅器の外観の汚損、損傷の点検	月 1 回
		電源電圧が規定値内であるかの点検	月 1 回
		スピーカー外観の汚損、損傷の点検	月 1 回
	インターホン設備	外観の汚損、損傷の点検	月 1 回
		呼び出し通話試験による通話の感度、明度の点検	月 1 回
	テレビ共聴設備	アンテナ及び支柱の汚損、損傷、腐蝕の点検	月 1 回
		分配器収容箱の塗装の剥離、損傷の点検	月 1 回
		分配器収容箱の塵埃等の浸入状態の点検	月 1 回

電気設備関係点検項目・周期表

区 分	機 器 区 分	点 検 内 容	点検周期
監視防犯設備	I T V設備	カメラの汚れ、破損、発錆の点検	月 1 回
		防犯センサーの汚れ、変形、取付状態の点検	月 1 回
		防犯設備の作動状態の点検（抜き取り）	月 1 回
	防災設備	感知器の変形、損傷、脱落、腐蝕の点検	月 1 回
		周囲に視認障害となるものがあるかの点検	月 1 回
		ランプの点灯状態の良否の点検	月 1 回
		表示板、カバー等の汚れ、破損の点検	月 1 回
		管球、グローランプ不点時の交換	その都度
		各種スイッチの開閉位置が正常位置であるかの点検	月 1 回
		光電式アナログ煙感知器の交換	その都度
	非常用警報用設備	外部の汚れ、変形、損傷の点検	月 1 回
	ガス漏れ警報設備	ガス漏れ警報盤外部の汚れ、変形、損傷の点検	月 1 回
		検知機の変形、損傷、脱落の点検	月 1 回
		検知機の周囲に機能障害となるものの有無の点検	月 1 回
	中央監視制御設備	指示値等の日常監視及び記録	日常
		警報ランプ点灯の確認、原因調査、連絡	日常
		C P U、ハードディスク、ドライブ等の異常の点検	週 1 回
		ファン異常、フィルターの汚れ、目詰まりの点検	週 1 回
		外観の汚れ、埃の有無の点検清掃	月 1 回
	ディスプレイ装置	画像の色ずれの有無の点検	日 1 回
		表示器類の光度劣化の有無の点検	週 1 回
		外観の汚れ、埃の有無の点検、清掃	週 1 回
	操作卓	異臭、異音、異常な温度上昇及び作動の確認	日 1 回
		外観の汚れ、埃の有無の点検、清掃	週 1 回
	プリンター装置	用紙送り、用紙セットの異常の有無の点検	日 1 回
		リボンのよじれ、かすみの有無の点検	日 1 回
		用紙残り量の確認	日 1 回
	伝送制御端末	外観の汚れ、埃の有無の点検、清掃	週 1 回
		(保護継電器盤、監視盤、交換器盤、補助継電器盤、中継端子盤、故障表示盤等)	月 1 回
	監視盤制御	外部の汚れ、損傷、錆、腐蝕の有無の点検	日 1 回
		信号灯、表示灯、各計器、操作・切替スイッチの良否、破損の有無の点検	日 1 回
		信号灯、表示灯の点灯状態の点検	日 1 回
		異常音、異臭の有無の点検	日 1 回
		試験用押しボタンによる警報作動の良否の点検	日 1 回
外構	ハンドホール	外蓋の亀裂、腐蝕の有無の点検	月 1 回
		周囲に障害となるものの有無の点検	月 1 回
		表示が鮮明であるかの確認	月 1 回
		ハンドホール内の支障となる滞水の排水	年 1 回

機械設備関係点検項目・周期表

区 分	機 器 区 分	点 検 内 容	点検周期
空気調和設備	冷温水発生機	運転記録及び日常点検	日 2 回
	冷却塔及び付属装置	散水状態の点検	日 1 回
		水位点検（上部水槽、補給水槽）	日 1 回
		送風機運転電流測定及び回転状態点検	日 1 回
		凍結防止ポンプ 運転確認	日 1 回
		その他の点検	月 1 回
	冷却水ポンプ・ 冷温水ポンプ	運転電流値、圧力指示値の良否点検	日 1 回
		回転状態異常有無点検	日 1 回
		電動機の過熱、騒音有無点検	月 1 回
		軸受油量良否及び過熱、異音有無点検	月 1 回
		グランドの水漏れ適否点検	月 1 回
		ドレン詰まり、ポンプ 基礎異常点検	月 1 回
		メカニカルシール漏れ有無点検	月 1 回
		附属弁類の水漏れ有無、機能良否点検	月 1 回
		動力制御盤、インバーター盤機能良否点検	月 1 回
	冷温水ヘッダー	水高計指針誤差、汚れの有無点検	日 1 回
		本体の損傷、漏れ、変形の有無点検	月 1 回
		被覆、保温等の損傷の有無点検	月 1 回
		取り出しの弁類の漏水、作動不良有無点検	月 1 回
	冷温水膨張水槽 (密閉式)	外部保温材、ケーシングの損傷、脱落有無点検	月 1 回
		温度計、水面計指示良否、漏れ有無点検	月 1 回
		補給水電磁弁作動良否点検	月 1 回
		水位検出装置作動良否点検	月 1 回
	パッケージ形空気調和機	送風機外部の汚損、変形の有無点検	月 1 回
		送風機異音、異常振動の有無点検	月 1 回
		圧縮機潤滑油の良否点検	月 1 回
		圧縮機の汚れ、錆、塗装劣化有無点検	月 1 回
		圧縮機異音、異常振動の有無点検	月 1 回
		冷媒漏洩有無確認	月 1 回
		バン形加湿器機能良否、腐蝕の有無点検	月 1 回
		プレフィルターの汚損有無点検、清掃、交換	月 1 回
		コイル、フィンの汚れ、腐蝕、変形の有無点検	月 1 回
		ドレンパンの詰まり、錆、腐蝕の有無点検	月 1 回
		自動制御機器の作動良否点検	月 1 回
	ファンコイルユニット	フィルターの汚損有無点検、清掃	半年 1 回
		送風機の異音、異常振動有無、機能良否点検	半年 1 回
		冷温水コイルの汚れ有無点検	半年 1 回
		ドレンパン、ドレンパイプの詰まりの有無点検、清掃	半年 1 回
		吹き出しグリル汚損有無点検、清掃	半年 1 回
	送排風機（密閉式）	本体及び内部機器の取り付け状態良否点検	半年 1 回
		（100V系を除き、全熱交換機給排風機含む）	
		運転電流値良否、異音の有無点検	日 1 回
		電動機の騒音、過熱、汚れ等の有無点検	月 1 回
		送風機軸受け部の異常振動、過熱有無点検	月 1 回
		Vベルトの伸び、亀裂、その他異常有無点検	月 1 回
		羽根車、ケーシング、キャンパスの異常有無点検	月 1 回
		送風機軸受グリスアップ整備	月 1 回
		Vベルト取り付け芯の狂い有無点検	月 1 回
		動力制御盤、インバーター盤の機能良否点検	月 1 回

機械設備関係点検項目・周期表

区 分	機 器 区 分	点 検 内 容	点検周期
給排水衛生設備	ユニット形空調和機	ファンセクション点検（送排風機） 水漏れ、空気漏れ有無点検 フィルターの汚損有無点検、交換 スプレーノズル詰まり、腐蝕、脱落有無点検 ドレンパンの詰まり、錆、腐蝕の有無点検 自動制御機器の作動良否点検	月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回
	空気清浄装置	エアフィルターの汚れ、詰まり有無点検 パネルフィルターの損傷、変形、取り付け状態点検 制御盤有無点検、ランプ点灯、機能確認 フィルター交換（カセットタイプ）	月 1 回 月 1 回 日 1 回 その都度
	ダクト（目視可能部）	ダクトの異常振動、吊金物の異常有無点検 ダクトの保温材欠落、結露等異常有無点検 VAV、VD、SFD等の作動、開度表示良否点検 吹き出し・吸い込み口、通気口点検 吹き出し・吸い込み口清掃 外気取り入れ口、排気ロレーバー点検	半年 1 回 半年 1 回 半年 1 回 半年 1 回 年 1 回 半年 1 回
	冷却水管、冷温水管	伸縮、ねじ込み、フランジ部の異常有無点検 弁類の損傷、腐蝕有無、動作良否点検 減圧弁、ストレート作動良否点検 保温、防露、塗装の良否点検	年 1 回 年 1 回 年 1 回 年 1 回
	検針等	燃料使用量 薬品、フィルター等残量	日 1 回 日 1 回
	雨水ろ過器 （ろ過ポンプ稼働時）	原水、逆洗水、ろ過水量の良否点検 圧力計指示良否点検 自動制御盤機能良否点検 処理水質の測定（残留塩素）	日 1 回 日 1 回 日 1 回 週 1 回
	給排水ポンプ、ろ過逆洗ポンプ、循環ポンプ、井水ポンプ	各部点検（冷却水ポンプ、冷温水ポンプによる） 電極等自動制御装置作動良否点検 絶縁抵抗測定（水中ポンプ）	日 1 回 月 1 回 月 1 回
	塩素滅菌機 （中水設備処理）	薬液の注入量、残量確認、作成補充 作動確認点検、電流測定 ポンプ回り薬液漏洩の有無点検	月 1 回 月 1 回 月 1 回
	貯湯槽	給湯温度、温度調整弁良否点検 対ソーラー、ボイラー自動制御良否点検 還水状態良否点検 端末給湯栓水質、温度、流量良否点検 定期自主検査（ボイラー・クレーン安全協会参照）	日 1 回 日 1 回 日 1 回 半年 1 回 月 1 回
	密閉式膨張水槽	各部点検（冷温水膨張水槽による）	月 1 回
	ガスボイラー、電気湯沸器	ガス漏れ、ガス臭有無点検 強制排気装置作動、運動良否点検 本体、給水管の水漏れ有無点検 電磁弁、安全装置の機能良否点検 自動給水装置の機能良否点検 設定温度に対する湯温、湯量良否点検 給湯栓の良否点検	月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回

機械設備関係点検項目・周期表

区 分	機 器 区 分	点 検 内 容	点検周期
消防用設備	受水槽	外観汚損、漏水有無点検 ボールタップの作動良否点検 定水位弁の作動良否点検 満水、減水警報の良否点検 上水残留塩素測定	月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回 週 1 回
	雑用水受水槽（中水槽） 消防用水槽	水槽内水量、水質良否点検 満水、減水警報の良否点検 マンホール、ふた湯の損傷有無点検 pH・臭気・外観・残留塩素測定（中水槽） 大腸菌・濁度測定	月 1 回 月 1 回 月 1 回 週 1 回 2 月 1 回
	汚水、雑排水槽、雨水 貯留槽、湧水槽、除害 槽	異常臭気、害虫発生等の異常有無点検 満水、減水警報の良否点検 マンホール、ふた等の損傷有無点検	月 1 回 月 1 回 月 1 回
	給排水管給湯管	各部点検（冷却水、冷温水管による）	その都度
	洗面器、大小便器、そ の他陶器類	亀裂、破損、取り付けの緩み有無点検 排水の引き具合良否、トラップ封水破れ有無点検 接合部等よりの水漏れ有無点検 付属品の機能、水量良否点検	半年 1 回 半年 1 回 半年 1 回 半年 1 回
	検針等	上水総給水量 雑用水総給水量 井水、雨水給水量 ガス消費量 上水、ガス供給側検針立ち会い	日 1 回 日 1 回 日 1 回 日 1 回 月 1 回
	屋内消火栓設備（連結 送水管含）	呼水槽水量、ポンプ圧力良否、外観異常有無点検 ポンプ制御盤表示良否点検 ホースの格納、取付状態良否点検 表示灯球切れ等異常有無点検 周囲の障害物、外観の有無点検	月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回
	排煙口・防火防塵ダン パー	変形、損傷、腐蝕の有無点検 取り付け状態良否点検	月 1 回 月 1 回
	排煙機	変形、損傷、腐蝕の有無点検 取付ベルト等の損傷、緩み有無点検 Vベルトの緩み、損傷有無点検 ケーシング、キャンパス等の損傷有無点検 電源の供給状態の良否点検 周囲の可燃物の有無点検	月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回 月 1 回
	防火扉、垂れ壁、シャッター	変形、損傷、腐蝕の有無点検 周囲の障害物の有無点検	月 1 回 月 1 回
	消火器設備	消火器及び消火器格納箱外観点検 消火器の周囲が整理されているか	月 1 回 月 1 回

付則4 定義

運転	設備機器を稼働させることをいう。
監視	設備機器の稼働状況の監視及び制御をすることをいう。
点検	建築物等の機能及び劣化状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。
保守	建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う、消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業をいう。
清掃	汚れを除去又は予防することにより仕上材を保護し、快適な環境を維持するための作業をいう。
修理	建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を、原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
交換	部材、部品又は油脂等を取り替えることをいう。
分解整備	機器を定期的又は必要に応じ分解し、劣化した部分又は部品を修理又は交換することをいう。
調整	機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。
確認	目視又は簡単な作動によりその状態を認識することをいう。

付則4 電気設備関係

名 称	運転	監視	点検	保守	清掃	修理	交換	分解整備	調整	確認	法令等	保全共通仕様書準拠	取扱説明書準拠	大学様式準拠
高圧配電盤	○	○	○							○	○	○	○	
低圧配電盤	○	○	○							○	○	○	○	
実験盤	○	○	○	○						○	○	○		
制御盤	○	○	○							○	○	○		
端子盤	○	○	○							○		○		
手元開閉器盤	○	○	○	○						○	○	○		
分電盤	○	○	○	○						○	○	○		
トランス	○	○	○							○	○	○		
コンデンサ	○	○	○							○	○	○		
リアクトル	○	○	○							○	○	○		
直流盤	○	○	○							○	○	○	○	
交流無停電電源装置	○	○	○							○	○	○	○	
UGS	○	○	○							○	○	○	○	
中央監視機器	○	○	○		○		○			○			○	○
照明器具	○	○	○				○			○		○	○	
グラント・テニスコート照明器具	○	○	○							○		○	○	○
AV機器(講堂)	○	○	○							○		○	○	○
AV機器(大会議室)			○							○		○	○	○
AV機器(大講義室)			○							○		○	○	○
AV機器(中講義室)			○							○		○	○	○
AV機器(小講義室)			○							○		○	○	○
AV機器(研修ホール)			○							○		○	○	○
体育館音響設備			○							○		○		
電気時計	○	○	○							○		○	○	
TV共聴機器	○	○	○							○		○		
放送機器	○	○	○							○		○	○	
監視カメラ機器			○							○		○		
インターホン機器	○	○	○							○		○		
身障者呼出機器	○	○	○							○		○		
難聴者機器	○	○	○							○		○		
ナースコール設備機器			○							○		○		
火災報知機器			○							○				○
ガス漏れ警報機器			○							○				○
入退室管理機器			○							○			○	○
視覚障害者誘導機器	○	○	○							○		○		○
避雷設備機器	○	○	○							○	○	○		
太陽光発電システム	○	○	○							○	○	○	○	
発電機	○	○	○							○	○	○		
サービスタンク	○	○	○							○		○		
オイルタンク	○	○	○							○		○		
オイルポンプ	○	○	○							○		○		
発電機各補機類	○	○	○							○		○		
昇降機	○	○	○							○	○	○		○
3次元動作解析システム機器			○							○				○
耐熱型分電盤	○	○	○	○						○	○	○		
非常用照明器具	○	○	○				○			○		○		

付則4 空気調和設備関係

名 称	運転	監視	点検	保守	清掃	修理	交換	分解整備	調整	確認	法令等	保全共通仕様書準拠	取扱説明書準拠	大学様式準拠
冷温水発生機	○	○	○							○		○	○	
空冷ヒートポンプチラーユニット	○	○	○							○		○	○	
熱回収式チラーユニット	○	○	○							○		○	○	
水槽類	○	○	○	○	○					○		○	○	
スクラパー	○	○	○	○	○					○		○	○	
ドラフトチャンバー			○	○			○			○		○	○	○
アニコンラック			○	○	○		○			○			○	○
蒸気ボイラー	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○
貫流式小型ボイラー	○	○	○	○						○		○	○	○
ポンプ類	○	○	○	○			○			○		○	○	
ファン類	○	○	○	○						○		○	○	
空冷式パッケージ型エアコン	○	○	○	○	○		○			○		○	○	
冷却塔	○	○	○	○						○		○	○	
空気調和機	○	○	○	○	○		○			○		○	○	
外気調和機	○	○	○	○	○		○			○		○	○	
フィルタユニット	○	○	○	○			○			○			○	○
ファンコイルユニット	○	○	○	○	○		○			○		○	○	
再熱ヒーター	○	○	○	○	○					○		○	○	○
加湿器	○	○	○	○	○					○		○	○	
除湿器	○	○	○	○	○					○		○	○	
放熱器	○	○	○	○	○					○		○	○	○
コンベクター類	○	○	○	○						○		○	○	○
真空暖房ポンプ	○	○	○	○			○			○		○	○	
薬液注入装置	○	○	○	○			○			○		○	○	
全熱交換器	○	○	○	○	○		○			○		○	○	
換気扇類	○	○	○	○	○		○			○		○	○	
ドラフトチャンバー			○	○			○			○		○	○	
恒温恒湿ユニット			○	○			○			○			○	
定風量装置	○	○	○	○						○			○	○
変風量装置	○	○	○	○						○				○
製缶類	○	○	○	○						○		○	○	
プレート型熱交換器	○	○	○	○						○		○	○	○
フード類	○	○	○	○	○		○			○				○
ダンパー類	○	○	○	○						○		○	○	○
気水分離器	○	○	○	○						○			○	○
磁気式スケール防止装置	○	○	○	○						○			○	○
バルブ類	○	○	○	○						○		○	○	
フレキシブル継手	○	○	○	○						○		○	○	
伸縮継手	○	○	○	○						○		○	○	
トラップ装置	○	○	○	○						○				○
インラインミキサー	○	○	○	○						○			○	○
瞬間流量計	○	○	○	○			○		○	○			○	○
温度計・圧力計	○	○	○	○			○		○	○			○	○
蓄熱槽配管	○	○	○							○				○
消音器・消音ボックス	○	○	○							○		○		○
制気口類	○	○	○	○			○		○	○		○		○
自動制御機器	○	○	○							○			○	○
自動制御盤	○	○	○							○			○	○
中央監視装置	○	○	○							○			○	○
インシエーター制御	○	○	○							○			○	○
差圧設置自動更新	○	○	○							○			○	○
熱源台数制御	○	○	○							○			○	○
インバーター盤	○	○	○							○			○	○
第1種圧力容器	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○

付則4 衛生・給排水設備関係

名 称	運転	監視	点検	保守	清掃	修理	交換	分解整備	調整	確認	法令等	保全共通仕様書準拠	取扱説明書準拠	大学様式準拠
上水受水槽	○	○	○	○	○		○			○		○	○	
上水加圧給水ポンプユニット	○	○	○	○						○		○	○	
冷却塔補給水加圧給水ポンプユニット	○	○	○	○						○		○	○	
給湯循環ポンプ	○	○	○	○						○		○	○	
貯湯槽加圧ポンプ	○	○	○	○						○		○	○	
ソーラー放熱ポンプ	○	○	○	○						○		○	○	
湧水排水ポンプ	○	○	○	○						○		○	○	
屋内消火栓ポンプユニット	○	○	○	○						○		○	○	
屋外消火栓ポンプユニット	○	○	○	○						○		○	○	
冷水器	○	○	○	○	○					○		○	○	
雨水利用設備機器	○	○	○	○						○			○	
蒸気式給湯機	○	○	○	○						○		○	○	
密閉式膨張タンク	○	○	○	○					○	○		○	○	
貯湯槽	○	○	○	○					○	○		○	○	
消火用補給水槽	○	○	○	○						○		○	○	
ガス湯沸器	○	○	○	○						○		○	○	
医療ガス設備機器	○	○	○							○			○	
電気温水器	○	○	○	○	○					○		○	○	
排水ポンプ槽	○	○	○	○	○		○		○	○		○	○	
熱交換器	○	○	○	○	○					○		○	○	
全自動飲用水滅菌装置	○	○	○	○	○		○			○		○	○	
屋内消火栓箱	○	○	○	○						○		○		○
屋外消火栓箱	○	○	○	○						○		○		○
グリーストラップ	○	○	○	○	○					○		○	○	
衛生器具類	○	○	○	○						○		○	○	○
厨房器具類	○	○	○	○						○			○	○
ソーラー設備	○	○	○	○						○		○		○
厨房除害設備	○	○	○	○	○				○	○			○	
実験排水処理設備	○	○	○	○	○				○	○			○	
自動灌水設備	○	○	○	○			○			○		○	○	
簡易自動消火装置	○	○	○							○				○
都市ガス設備	○	○	○							○		○	○	
ポンプ類	○	○	○	○						○		○	○	
蓄熱式電気給湯機	○	○	○							○			○	○
池濾過設備	○	○	○							○			○	○
固液分離機	○	○	○							○		○	○	
雨水調整機器	○	○	○	○						○		○	○	
クリーンベンチ			○	○			○			○		○	○	○
製水器			○	○						○			○	○
便器洗浄消毒器	○	○	○	○						○			○	
耐震受水槽	○	○								○				○
防災井戸	○	○	○	○						○		○	○	○
流量計・水位計	○	○	○	○						○		○	○	
弁類	○	○	○	○						○		○	○	
継手類	○	○	○	○						○		○	○	
散水栓箱	○	○	○	○						○		○		○
排水金物類	○	○	○	○						○		○		○

本部棟電気設備機器

名 称	運転	監視	点検	保守	清掃	修理	交換	分解整備	調整	確認	国土交通省仕様	メーカー仕様	県立大仕様
高圧配電盤	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	保安規程
低圧配電盤	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	保安規程
制御盤	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
端子盤	○	○	○							○	共通仕様書準拠		
手元開閉器盤	○	○	○	○						○	共通仕様書		保安規程
分電盤	○	○	○	○						○	共通仕様書		保安規程
トランス	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
コンデンサ	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
リアクトル	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
直流盤	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	保安規程
交流無停電電源装置	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	保安規程
UGS	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	保安規程
中央監視機器	○	○	○		○		○			○		メーカー点検表	独自に必要
照明器具	○	○	○				○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
AV機器(講堂)	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
AV機器(大会議室)			○							○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
電気時計	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	
TV共聴機器	○	○	○							○	共通仕様書		
放送機器	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	
監視カメラ機器			○							○	共通仕様書		
インターホン機器	○	○	○							○	共通仕様書		
身障者呼出機器	○	○	○							○	共通仕様書準拠		
難聴者機器	○	○	○							○	共通仕様書準拠		
広報表示機器			○							○	共通仕様書準拠		
火災報知機器			○							○			独自に必要
ガス漏れ警報機器			○							○			独自に必要
入退室管理機器			○							○		メーカー点検表	独自に必要
視覚障害者誘導機器	○	○	○							○	共通仕様書準拠		独自に必要
避雷設備機器	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
発電機	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
サービスタンク	○	○	○							○	共通仕様書		
オイルタンク	○	○	○							○	共通仕様書		
オイルポンプ	○	○	○							○	共通仕様書		
各補機類	○	○	○							○	共通仕様書		
昇降機	○	○	○							○	共通仕様書		維持基準

北棟・共通施設棟・図書館棟・教育研修センター棟・学生会館棟電気設備機器

名 称	運 転	監 視	点 検	保 守	清 掃	修 理	交 換	分 解 整 備	調 整	確 認	国土交通省仕様	メーカー仕様	県立大仕様
高圧配電盤	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	保安規程
低圧配電盤	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	保安規程
実験盤	○	○	○	○						○	共通仕様書		保安規程
制御盤	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
端子盤	○	○	○							○	共通仕様書準拠		
手元開閉器盤	○	○	○	○						○	共通仕様書		保安規程
分電盤	○	○	○	○						○	共通仕様書		保安規程
トランス	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
コンデンサ	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
リアクトル	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
直流盤	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	保安規程
中央監視機器	○	○	○							○		メーカー点検表	独自に必要
照明器具	○	○	○				○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
AV機器(大講義室)			○							○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
AV機器(中講義室)			○							○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
AV機器(小講義室)			○							○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
AV機器(研修ホール)			○							○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
電気時計	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	
TV共聴機器	○	○	○							○	共通仕様書		
放送機器	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	
監視カメラ機器			○							○	共通仕様書		
インターホン機器	○	○	○							○	共通仕様書		
身障者呼出機器	○	○	○							○	共通仕様書準拠		
難聴者機器	○	○	○							○	共通仕様書準拠		
広報表示機器			○							○	共通仕様書準拠		
火災報知機器			○							○			独自に必要
ガス漏れ警報機器			○							○			独自に必要
入退室管理機器			○							○		メーカー点検表	独自に必要
視覚障害者誘導機器	○	○	○							○	共通仕様書準拠		独自に必要
避雷設備機器	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
3次元動作解析システム機器			○							○			独自に必要

南棟電気設備機器

名 称	運転	監視	点検	保守	清掃	修理	交換	分解整備	調整	確認	国土交通省仕様	メーカー仕様	県立大仕様
高圧配電盤	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	保安規程
低圧配電盤	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	保安規程
実験盤	○	○	○	○						○	共通仕様書		保安規程
制御盤	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
端子盤	○	○	○							○	共通仕様書準拠		
手元開閉器盤	○	○	○	○						○	共通仕様書		保安規程
分電盤	○	○	○	○						○	共通仕様書		保安規程
トランス	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
コンデンサ	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
リアクトル	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
直流盤	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	保安規程
中央監視機器	○	○	○							○		メーカー点検表	独自に必要
照明器具	○	○	○				○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
AV機器(大講義室)			○							○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
AV機器(中講義室)			○							○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
AV機器(小講義室)			○							○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
電気時計	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	
TV共聴機器	○	○	○							○	共通仕様書		
放送機器	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	
監視カメラ機器			○							○	共通仕様書		
インターホン機器	○	○	○							○	共通仕様書		
身障者呼出機器	○	○	○							○	共通仕様書準拠		
難聴者機器	○	○	○							○	共通仕様書準拠		
ナースコール設備機器			○							○	共通仕様書準拠		
広報表示機器			○							○	共通仕様書準拠		
火災報知機器			○							○			独自に必要
ガス漏れ警報機器			○							○			独自に必要
入退室管理機器			○							○		メーカー点検表	独自に必要
視覚障害者誘導機器	○	○	○							○	共通仕様書準拠		独自に必要
避雷設備機器	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程

体育館棟・グラント・テニスコート電気設備機器

名 称	運転	監視	点検	保守	清掃	修理	交換	分解整備	調整	確認	国土交通省仕様	メーカー仕様	県立大仕様
高圧配電盤	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	保安規程
低圧配電盤	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	保安規程
制御盤	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
端子盤	○	○	○							○	共通仕様書準拠		
手元開閉器盤	○	○	○	○						○	共通仕様書		保安規程
分電盤	○	○	○	○						○	共通仕様書		保安規程
トランス	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
コンデンサ	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
リアクトル	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程
直流盤	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	保安規程
中央監視機器	○	○	○							○		メーカー点検表	独自に必要
太陽光発電システム	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	保安規程
照明器具	○	○	○				○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
グラント・テニスコート照明器具	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
火災報知機器			○							○			独自に必要
ガス漏れ警報機器			○							○			独自に必要
放送機器	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	
監視カメラ機器			○							○	共通仕様書		
インターホン機器	○	○	○							○	共通仕様書		
身障者呼出機器	○	○	○							○	共通仕様書準拠		
難聴者機器	○	○	○							○	共通仕様書準拠		
音響設備			○							○	共通仕様書準拠		
電気時計	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	
TV共聴機器	○	○	○							○	共通仕様書		
入退室管理機器			○							○		メーカー点検表	独自に必要
視覚障害者誘導機器	○	○	○							○	共通仕様書準拠		独自に必要
避雷設備機器	○	○	○							○	共通仕様書		保安規程

本部棟空気調和設備機器

名 称	運転	監視	点検	保守	清掃	修理	交換	分解整備	調整	確認	国土交通省仕様	メーカー仕様	県立大仕様
冷温水発生機	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	
空冷ヒートポンプチラーユニット	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	
蒸気ボイラー	○	○	○	○			○	○	○	○	共通仕様書	メーカー点検表	
ポンプ類	○	○	○	○			○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
ファン類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
空冷式パッケージ型エアコン	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
冷却塔	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
空気調和機	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
ファンコイルユニット	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
真空暖房ポンプ	○	○	○	○			○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
薬液注入装置	○	○	○	○			○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
全熱交換器	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
換気扇類	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
変風量装置	○	○	○	○						○			独自に必要
製缶類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
プレート型熱交換器	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
フード類	○	○	○	○	○		○			○			独自に必要
ダンパー類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
気水分離器	○	○	○	○						○		メーカー点検表	独自に必要
磁気式スケール防止装置	○	○	○	○						○		メーカー点検表	独自に必要
バルブ類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
フレキシブル継手	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
伸縮継手	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
トラップ装置	○	○	○	○						○			独自に必要
インラインミキサー	○	○	○	○						○		メーカー点検表	独自に必要
瞬間流量計	○	○	○	○			○		○	○		メーカー点検表	独自に必要
温度計・圧力計	○	○	○	○			○		○	○		メーカー点検表	独自に必要
蓄熱槽配管	○	○	○							○			独自に必要
消音器・消音ボックス	○	○	○							○	共通仕様書		独自に必要
制気口類	○	○	○	○			○		○	○	共通仕様書		独自に必要
自動制御機器	○	○	○							○		メーカー点検表	独自に必要
自動制御盤	○	○	○							○		メーカー点検表	独自に必要
中央監視装置	○	○	○							○		メーカー点検表	独自に必要
インシエーター制御	○	○	○							○		メーカー点検表	独自に必要
差圧設置自動更新	○	○	○							○		メーカー点検表	独自に必要
熱源台数制御	○	○	○							○		メーカー点検表	独自に必要
インバーター盤	○	○	○							○		メーカー点検表	独自に必要

北棟・共通施設棟・図書館棟・教育研修センター棟・学生会館棟空気調和設備機器

名 称	運転	監視	点検	保守	清掃	修理	交換	分解整備	調整	確認	国土交通省仕様	メーカー仕様	県立大仕様
空気調和機	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
外気調和機	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
エアコン類	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
送排風機類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
ファンコイル	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
ドラフトチャンバー			○	○			○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
恒温恒湿ユニット			○	○			○			○		メーカー点検表	
定風量装置	○	○	○	○						○		メーカー点検表	独自に必要な
変風量装置	○	○	○	○						○		メーカー点検表	独自に必要な
換気扇類	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
加湿器	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
除湿器	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
放熱器	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要な
ダンパー類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要な
制気口類	○	○	○	○			○		○	○	共通仕様書		独自に必要な
自動制御関係	○	○	○							○		メーカー点検表	独自に必要な

南棟空気調和設備機器

名 称	運転	監視	点検	保守	清掃	修理	交換	分解整備	調整	確認	国土交通省仕様	メーカー仕様	県立大仕様
空気調和機	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
外気調和機	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
エアコン類	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
ファンコイルユニット	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
熱回収式チラーユニット	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	
水槽類	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
スクラパー	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
ドラフトチャンバー			○	○			○			○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
アニコンラック			○	○	○		○			○		メーカー点検表	独自に必要
送排風機	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
フィルターユニット	○	○	○	○			○			○		メーカー点検表	独自に必要
全熱交換器	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
再熱ヒーター	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
加湿器	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
コンベクター類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
ポンプ類	○	○	○	○			○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
換気扇類	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
定風量装置	○	○	○	○						○		メーカー点検表	独自に必要
変風量装置	○	○	○	○						○		メーカー点検表	独自に必要
ダンパー類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
制気口類	○	○	○	○			○		○	○	共通仕様書		独自に必要
フード類	○	○	○	○	○		○			○			独自に必要
自動制御関係	○	○	○							○		メーカー点検表	独自に必要

体育館棟空調設備機器

名 称	運 転	監 視	点 検	保 守	清 掃	修 理	交 換	分 解 整 備	調 整	確 認	国土交通省仕様	メーカー仕様	県立大仕様
ユニット型空調和機	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
ファンコイルユニット	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
パッケージ型エアコン	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
送風機類	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
加湿ユニット	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
制気口類	○	○	○	○			○		○	○	共通仕様書		独自に必要
自動制御関係	○	○	○							○		メーカー点検表	独自に必要
ダンパー類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
弁類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
継手類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	

本部棟給排水設備機器

名 称	運転	監視	点検	保守	清掃	修理	交換	分解整備	調整	確認	国土交通省仕様	メーカー仕様	県立大仕様
上水受水槽	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
上水加圧給水ポンプユニット	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
冷却塔補給水加圧給水ポンプユニット	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
給湯循環ポンプ	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
貯湯槽加圧ポンプ	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
ソーラー放熱ポンプ	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
湧水排水ポンプ	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
屋内消火栓ポンプユニット	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
屋外消火栓ポンプユニット	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
密閉式膨張タンク	○	○	○	○					○	○	共通仕様書	メーカー点検表	
貯湯槽	○	○	○	○					○	○	共通仕様書	メーカー点検表	
消火用補給水槽	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
ガス湯沸器	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
電気温水器	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
排水ポンプ槽	○	○	○	○	○		○		○	○	共通仕様書	メーカー点検表	
熱交換器	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
全自動飲用水滅菌装置	○	○	○	○	○		○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
屋内消火栓箱	○	○	○	○						○	共通仕様書		独自に必要
屋外消火栓箱	○	○	○	○						○	共通仕様書		独自に必要
グリーストラップ	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
衛生器具類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
厨房器具類	○	○	○	○						○		メーカー点検表	独自に必要
ソーラー設備	○	○	○	○						○	共通仕様書		独自に必要
厨房除害設備	○	○	○	○	○				○	○		メーカー点検表	
実験排水処理設備	○	○	○	○	○				○	○		メーカー点検表	
自動灌水設備	○	○	○	○			○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
簡易自動消火装置	○	○	○							○			独自に必要
都市ガス設備	○	○	○							○	共通仕様書	メーカー点検表	

北棟・共通施設棟・図書館棟・教育研修センター棟・学生会館棟給排水設備機器

名 称	運転	監視	点検	保守	清掃	修理	交換	分解整備	調整	確認	国土交通省仕様	メーカー仕様	県立大仕様
蒸気式給湯機	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
消火栓箱	○	○	○	○						○	共通仕様書準拠		独自に必要
密閉式膨張タンク	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
冷水器	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
雨水利用設備機器	○	○	○	○						○		メーカー点検表	
ガス湯沸器	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
医療ガス設備機器	○	○	○							○		メーカー点検表	
衛生器具類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
電気温水器	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
ポンプ類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
蓄熱式電気給湯機	○	○	○							○		メーカー点検表	独自に必要
タンク類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
池濾過設備	○	○	○							○		メーカー点検表	独自に必要
自動灌水設備	○	○	○	○			○			○	共通仕様書	メーカー点検表	

南棟給排水設備機器

名 称	運転	監視	点検	保守	清掃	修理	交換	分解整備	調整	確認	国土交通省仕様	メーカー仕様	県立大仕様
ポンプ類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
屋内消火栓	○	○	○	○						○	共通仕様書準拠		独自に必要
屋外消火栓	○	○	○	○						○	共通仕様書準拠		独自に必要
衛生器具類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
電気温水器	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
膨張水槽	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
蒸気式給湯器	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
冷水器	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
医療ガス	○	○	○							○		メーカー点検表	
固液分離機	○	○	○							○	共通仕様書準拠	メーカー点検表	
雨水調整機器	○	○	○	○						○	共通仕様書準拠	メーカー点検表	
自動灌水設備	○	○	○	○			○			○	共通仕様書	メーカー点検表	
クリーンベンチ			○	○			○			○	共通仕様書	メーカー点検表	独自に必要
製氷器			○	○						○		メーカー点検表	独自に必要
便器洗浄消毒器	○	○	○	○						○		メーカー点検表	

体育館棟給排水設備機器

名 称	運転	監視	点検	保守	清掃	修理	交換	分解整備	調整	確認	国土交通省仕様	メーカー仕様	県立大仕様
衛生器具類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
ガス湯沸器	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
電気温水器	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
冷水器	○	○	○	○	○					○	共通仕様書	メーカー点検表	
消火栓箱	○	○	○	○						○	共通仕様書準拠		独自に必要
ポンプ類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
耐震受水槽	○	○								○			独自に必要
防災井戸	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	揚水量報告
流量計・水位計	○	○	○	○						○	共通仕様書準拠	メーカー点検表	
弁類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
継手類	○	○	○	○						○	共通仕様書	メーカー点検表	
散水栓箱	○	○	○	○						○	共通仕様書準拠		独自に必要
排水金物類	○	○	○	○						○	共通仕様書準拠		独自に必要

実験排水設備の保守点検内容

実験排水設備は、実験排水より排出される酸性及びアルカリ性排水を下水道の排水基準に適合すべく中和処理し排出する事を目的とし、設置しているものである。

1. 下水道放流基準値

p H（水素イオン濃度）----- 5. 0～9. 0

2. 運転管理の基本事項

設備を順調に運転するための管理事項としては、各タンクの水漏れの有無、回転機器の電流値、異音、振動の有無、流量、p Hの異常に注意する必要がある。

給油の必要な部分は油面を確認し、潤滑油の入替え、グリースの補給等を行うこと。
また、定期的に原水、処理水の分析を行うこと。薬品タンク残量に注意して薬品切れが生じないように補充を行うこと。運転状態により注入ポンプ量を調整すること。

項 目	内 容	頻 度
運転条件の調整	各機器装置運転時間、流量等の設定	適 宜
前処理関係	原水の状況点検（臭気、スカムの状況）	1 回/月
計器類関係	各機器の電流、流量のチェック等	2 回/月
回転機器関係	各回転機器の振動、異音、漏れ等	2 回/月
電気関係	各電動機器の絶縁抵抗測定	1 回/月
	レベルスイッチ、その他制御電気機器	2 回/年
弁類関係	始動弁の作動、回度調整、確認点検	適 宜
洗浄、清掃	p H電極の洗浄、校正	適 宜
水質関係	公的機関による水質分析	6 回/年
文書通信関係	点検、保守、調整の記録	1 回/月
	連絡業務（緊急対応、その他必要都度）	適 宜
	定期書類、作成提出	1 回/月
	臨時書類、作成提出	適 宜

厨房除害設備の保守点検内容

項 目	内 容	頻 度
運転条件の調整	各機器装置運転時間、流量等の設定	適 宜
前処理関係	原水の状況点検（色調、臭気、曝気状況） スクリーン状況点検調整（洗浄）	1 回/月
	バイオシューターの作動、薬剤の残量等の状況	1 回/月
	バイオ注入ポンプ作動、注入量等の状況	1 回/月
B C 槽関係	槽内の状況点検（色調、臭気、発泡、曝気状況）	1 回/月
	D O，温度等の点検調整	1 回/月
計器類関係	各機器の電流、圧力、流量のチェック等	1 回/月
回転機器関係	各回転機器の振動、異音、漏れ等	1 回/月
	オイル、グリースの補充または交換	1回/3ヶ月
電気関係	各電動機器の絶縁抵抗測定	1 回/月
	レベルスイッチ、その他制御電気機器	2 回/年
弁類関係	始動弁の作動、回転調整、確認点検	適 宜
洗浄、清掃	原水スクリーン点検洗浄、その他設備機器回り	適 宜
水質関係	p H，水温等現場測定可能なもの	1 回/月
	公的機関による水質分析	1 回/月
文書通信関係	点検、保守、調整等の記録	1 回/月
	連絡業務（緊急対応、その他必要都度）	適 宜
	定期書類、作成提出	1 回/月
	臨時書類、作成提出	適 宜

別添

保 安 規 程

(需要設備・太陽電池発電所)

5 1 - 1 4 - 0 4 1 7 1

ふ り が な	こうりつだいがくほうじん さいたまけんりつだいがく			
設 置 者 名	公立大学法人 埼玉県立大学			
事 業 場 名	公立大学法人 埼玉県立大学			
事 業 場 住 所	埼玉県越谷市三野宮 8 2 0			
受 電 電 力	内 訳	設 備 容 量 6,050 k V A	契 約 電 力 1,030 k W	受 電 電 圧 6,600 V
非 常 用 予 備 発 電 装 置	内 訳	発 電 機 定 格 容 量 1,000 k V A 1 台	発 電 機 定 格 出 力 800 k W	発 電 機 定 格 電 圧 6,600 V
発 電 所 (系統連系 ☒ 有・ ☐ 無) (逆 潮 ☐ 有・ ☒ 無)	名 称	太陽電池発電所		
	内 訳	発 電 機 定 格 容 量 84 k V A	発 電 所 出 力 84 k W 50 H z	発 電 機 定 格 電 圧 200 V
業 種	大学			
電 気 事 業 者 名	東京電力株式会社 埼玉支店 川口支社			
作 成 年 月 日	平成 24 年 5 月 28 日			

保 安 規 程

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 公立大学法人 埼玉県立大学 以下「当事業場」という。）における自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用の保安を確保するため電気事業法第 4 2 条の規定に基づき、公立大学法人 埼玉県立大学（以下「設置者」という。）がこの規程を定める。

（保安管理業務の委託範囲）

第 2 条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）は、一般財団法人関東電気保安協会（以下「保安協会」という。）に委託するものとする。

（法令及び規程の遵守）

第 3 条 当事業場の電気工作物設置者、電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者（以下「従事者」という。）及び保安協会は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

（細則の制定）

第 4 条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

（規程等の改正）

第 5 条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正に当たっては、保安協会の意見を求めるものとする。
2 この規程を改正する場合は、電気事業法第 4 2 条の規定に基づき経済産業大臣に届出をするものとする。

第 2 章 保安管理業務の運営管理体制

（保安管理業務の管理）

第 6 条 当事業場の保安管理業務は、理事長が総括管理し、その管理の下におかれる当事業場の組織はあらかじめ定めておくものとする。

（設置者の義務）

第 7 条 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施に当たっては、保安協会に意見を求めるものとする。
2 保安協会から指導及び助言を受け又は保安協会と協議した保安に関する事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

- 3 電気関係法令に基づいて経済産業大臣に申請又は届出をする書類の内容が保安管理業務に関係のある場合には、その作成及び手続きについては、保安協会に意見を求めるものとする。
- 4 電気事業法第107条の規定に基づいて行う検査は、保安協会に通知し立ち合わせるものとする。

(連絡責任者等)

第8条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、保安管理業務のために必要な事項を保安協会に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）を選任し、その氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。

なお、設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備になる場合は、電気工事士法に規定する第一種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者を選任するものとする。

- 2 前各項に変更が生じた場合は、直ちに保安協会に通知するものとする。
- 3 連絡責任者及び従事者（以下「連絡責任者等」という。）には、保安協会の行う保安管理業務に原則として立ち合わせるものとする。

(従事者の義務)

第9条 従事者は、保安協会が保安管理業務のために行う指導及び助言を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育に従事者に対して行うものとし、必要に応じて保安協会に意見を求めるものとする。

(保安に関する訓練)

第11条 災害その他電気事故が発生した場合の措置についての訓練に従事者に対して行うものとし、必要に応じて保安協会に意見を求めるものとする。

第4章 巡視、点検及び検査

(工事の計画)

第12条 電気工作物の設置、変更、修理及び廃止に伴う工事の計画を立案する場合は、その保安に関し、保安協会に意見を求めるものとする。

(工事の実施等)

- 第13条 電気工作物に関する工事の実施に当たっては、保安協会に工事期間中に外観点検を行わせ、完了した場合には保安協会に検査を行なわせ、又は他の者が実施する検査にあつては、保安協会に必要な指導及び助言を求めさせ、計画どおり施工されていること、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合し、保安上支障がないことを確認するものとする。
- 2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、責任の所在を明らかにしておくものとする。
 - 3 電気工作物の工事に関する保安のための点検は、別紙のとおりとし、保安協会に委託する業務の範囲については、委託契約書によるものとする。それ以外のものにあつては、保安協会と協議したところにより自らの責任において行うものとする。
 - 4 保安協会が行う前項の点検業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

(維持及び運用に関する巡視、点検等)

- 第14条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検は、別紙のとおりとし、保安協会に委託する業務の範囲については、委託契約書によるものとする。それ以外のものにあつては、保安協会と協議したところにより自らの責任において行うものとする。
- なお、従事者が行う日常巡視の結果は、保安協会に連絡又は保安協会が行う点検時において報告し、必要な指導及び助言を求めるものとする。
- 2 保安協会が行う前項の点検の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

(技術基準に適合しない場合等の措置)

- 第15条 巡視、点検により技術基準への適合性を確認した結果、不適合又は不適合のおそれがあると判断された場合は、保安協会に技術基準に適合するためにとるべき措置の指導及び助言を求め、速やかに当該電気工作物を修理、改造、移設又は、その使用を一時停止し若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故・故障発生時の処置と再発防止)

- 第16条 電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、保安協会その他の関係先に連絡又は報告し、保安協会に適切な指導及び助言を求めるものとする。
- 2 送電停止又は電気工作物への切離しなどの措置をとる場合は、現状を確認するとともに、保安協会の指導及び助言の下に行うものとする。
 - 3 電気事故・故障等が発生した場合は、状況に応じ保安協会の臨時点検を受け、これにより事故原因が判明した場合には、保安協会に指導及び助言を求め事故を再発させない対策について適切な措置をとるものとする。

- 4 電気関係報告規則に基づく電気事故報告を行う必要がある場合は、保安協会に指導及び助言を求めるものとする。

第5章 運転又は操作

(運転又は操作)

- 第17条 平常時及び事故その他の異常時における開閉器、遮断器及びその他必要とする機器の運転又は操作については、保安協会に意見を求めあらかじめ定めておくものとする。
- 2 前条第1項の規定に基づく報告又は連絡すべき事項及び連絡経路は、受電室及び発電所その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
 - 3 受電用の開閉器、遮断器等の操作に当たっては、必要に応じて電気事業者に連絡するものとする。

(系統運用)

- 第18条 電気事業者の配電系統と連系する発電所の運用に当たっては、電気事業者との協調を図るとともに、緊急時における安全対策を明確にしておくものとする。
- 2 災害時等において、電気事業者と連絡がとれない場合にあっては、連系運転をしないものとする。

(長期停止)

- 第19条 発電所の運転を相当期間停止する場合には、保安協会に意見を求め主要機器の点検手入れを行い、必要箇所に防錆、防湿等の対策を講じるものとする。
- 2 休止設備と運転設備との区分を明確にし、その連絡部分は切離すものとする。

(運転の開始)

- 第20条 発電所を相当期間停止の後に運転を開始する場合は、保安協会に意見を求め、所定の事前点検を行う他、必要に応じ試運転等を行い、安全上支障の無いことを確認するものとする。

第6章 災害対策

(防災体制)

- 第21条 災害に備えて電気工作物の保安を確保するために、保安協会に意見を求め適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

(災害時の措置)

- 第22条 災害が発生した場合には、速やかに保安協会に連絡し、その指導及び助言を受けるものとする。
- 2 災害の発生に伴い、電気工作物の使用が危険と認められる場合には、連絡責任者等は、直ちに該当範囲の電源停止又は発電設備の運転停止をすることができるものとする。

第7章 記録

(記録の保存)

第23条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、3年間保存するものとする。

- (1) 巡視、点検及び検査の記録
- (2) 電気事故に関する記録
- (3) 運転日誌（発電所に限る。）

2 前項の規定によらない記録は、必要な期間保存するものとする。

- (1) 主要電気機器の補修記録

第8章 責任の分界

(責任の分界)

第24条 電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電気事業者との需給に関する契約により定めたところによる。

(需要設備及び発電所構内)

第25条 需要設備及び発電所の使用区域又は区分は、別図のとおりとする。

第9章 整備その他

(危険の表示)

第26条 受電室、発電所又はその他高圧の電気工作物が設置されている場所等で感電等の危険のおそれがあるところには、保安協会に意見を求め従事者等に注意を喚起する表示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第27条 電気工作物の保安上必要とする備品、材料、消耗品、交換部品等は、保安協会に意見を求め整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図面類の整備)

第28条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書、設備台帳等については、必要な期間整備保存するものとする。

(手続書類等の整備)

第29条 経済産業大臣、電気事業者等に申請又は届出をした書類及び図面、その他の主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成 24年 5月 28日から施行する。

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の
巡視、点検内容

- 1 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視及び点検内容は、次の各号によるものとする。
 - (1) 保安協会が行う点検の範囲については、委託契約書によることとし、電気工作物の種類並びに点検の種別にしたが、原則として別表第1. 2のとおりとする。
ただし、設備が特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検が困難な電気工作物については、保安協会の意見をきいて、必要な点検を専門業者又は、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
この場合、設置者は保安協会に点検及び結果の記録を提示し、保安協会から必要に応じて指導及び助言を受けるものとする。
 - (2) 電気事故又は、電気工作物に異常が発生し、発生するおそれがある場合に、設置者又は、電気事業者の通知に基づいて保安協会が行う応急措置の指導、助言は電話又は、直接現地で行います。この場合において設置者は、保安協会が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に保安協会に連絡するものとする。

別表第 1

点検項目
(需要設備)

1－1 月次点検及び年次点検

電 気 工 作 物		点 検 項 目	月次点検	年 次 点 検	
				A	B
受 電 設 備 (第二受電設備以降を含む)	区分開閉器 引込線等 (架空電線、支持物 ケーブル)	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定※		○	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
	断 路 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定※		○	○
	遮 断 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定※		○	○
		動 作 試 験		○	○
		内 部 点 検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電 力 ヒ ュ ー ズ	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定※		○	○
	計 器 用 変 成 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定※		○	○
	変 圧 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定※		○	○
		漏えい電流測定	○	○	○
		内 部 点 検			○
		絶縁油の点検・試験			○
	電力用コンデンサ 及びリアクトル	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定※		○	○
	避 雷 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定※		○	○
	母 線	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定※		○	○
	その他の高圧機器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定※		○	○
	配 電 盤 制 御 回 路	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定※		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
		継電器と遮断器等との連動試験		○	○
		計 器 校 正 試 験			○
		電圧、負荷電流測定	○	○	○
	受電設備の建物・室、 キュービクルの金属箱	外 観 点 検	○	○	○
	接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○	○

電 気 工 作 物		点 検 項 目	月次点検	年 次 点 検	
				A	B
配 電 設 備	配 電 線 路 (架空電線、支持物 ケーブル)	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定※		○	○
	断 路 器、遮 断 器 開 閉 器、変 圧 器 計 器 用 変 成 器 電 力 用 コ ン デ ン サ そ の 他 高 圧 機 器	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 診 断 測 定※		○	○
		内 部 点 検			○
		絶縁油の点検・試験			○
		継電器との連動試験		○	○
	接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○	○
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原 動 機 付 属 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		始 動 試 験	○	○	○
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発 電 機 励 磁 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○	○
	遮 断 器 開 閉 器 配 電 盤 制 御 装 置 等	外 観 点 検	○	○	○
		継電器との連動試験		○	○
		保護継電器動作特性試験		○	○
		制 御 装 置 試 験		○	○
		その他は受電設備に準ずる			
蓄 電 池 設 備	本 体	外 観 点 検	○	○	○
		液 量 点 検	○	○	○
		電 圧 ・ 比 重 測 定		○	○
		液 温 測 定		○	○
	充 電 装 置 付 属 装 置 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○	○
負 荷 設 備	配 線、配 線 器 具 そ の 他 の 機 器 接 地 装 置	外 観 点 検	○	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○	○

注) 1 ○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。

2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。

3 年次点検は1年に1回以上行います。ただし、年次点検Aにおいては、信頼性が高く、かつ、点検項目と同等の点検または、過去の実績を確認した場合は、一部省略することがあります。

4 絶縁油の点検・試験は、PCB油混入のおそれがある場合、一部を省略することがあります。

5 ※印の絶縁診断測定とは、絶縁抵抗測定もしくは高圧部分放電測定をいいます。

点検項目

(工事期間中の点検及び竣工検査)

1－2 工事期間中の巡視、点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点 検 項 目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、 引込線、支持物、 ケーブル等	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶 縁 耐 力 試 験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、 変圧器、コンデンサ、リアクトル、 避雷器、計器用変成器及び母線等	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶 縁 耐 力 試 験		○
受・配電盤		外 観 点 検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外 観 点 検	○	○
		接 抵 抗 測 定		○
構造物	受電室建物、 キュービクル式 受・変電設備の 金属製外箱等	外 観 点 検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 (非常用予備 発電装置を含む)	原動機、発電機、 始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外 観 点 検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶 縁 耐 力 試 験		○
		インターロック試験		○
蓄電池 設備	蓄電池、充電装置 及び付属装置	外 観 点 検	○	○
		電 圧 測 定		○
		比 重 測 定		○
		温 度 測 定		○
負荷設備	配線、配線器具等	外 観 点 検	○	○
		絶 縁 抵 抗 測 定		○

注) 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

点検項目
(太陽電池発電所)

1－3 月次点検及び年次点検

電 気 工 作 物	点 検 項 目	月次点検	年次点検
太陽電池アレイ	外 観 点 検	○	○
	接 地 抵 抗 測 定		○
接 続 箱	外 観 点 検	○	○
	接 地 抵 抗 測 定		○
	絶 縁 抵 抗 測 定		○
パワーコンディショナ	外 観 点 検	○	○
	絶 縁 抵 抗 測 定		○
	接 地 抵 抗 測 定		○
	電圧値・電流値の測定	○	○
系統連系保護装置	外 観 点 検	○	○
	単独運転検出機能の確認		○
蓄 電 池 等	外 観 点 検	○	○
	液 量 点 検	○	○
	電圧・比重・液温測定		○
	絶 縁 抵 抗 測 定		○
	接 地 抵 抗 測 定		○
接 地 装 置	外 観 点 検	○	○
	接 地 抵 抗 測 定		○

- 注) 1 ○印は、該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。
- 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。
- 3 年次点検は1年に1回以上行います。
- 4 容易に点検できない屋根の上等に設置された太陽電池アレイは、保安協会と協議の上、電気機器製造業者等の専門業者により点検を実施することとします。ただし、電気機器製造業者との協議により、点検を省略することがあります。

1－4 臨時点検

電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、その都度点検、測定、試験を行なうものとします。

2 点検の周期

点 検 の 種 別			周 期			
月次点検	需 要 設 備		毎	月	1	回
	太陽電池発電所		6 か	月	1	回
年次点検	需要設備	A	毎	年	1	回
		B	3	年	1	回
	太陽電池発電所		毎	年	1	回
臨 時 点 検			必 要 の 都 度			
工事期間中の点検			週 1 回			
竣 工 検 査			工事完了後			

注) 年次点検Bには、年次点検Aが含まれ、年次点検A、Bには、月次点検が含まれています。

別表第 2

点検方法（需要設備）

月次点検及び年次点検

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検項目	点検内容	点検項目	点検内容
受電設備（第二受電設備以降を含む）	区分開閉器	外観点検	1. 区分開閉器、制御箱 異音、異臭、損傷、汚損、過熱 2. キャビネット等 異音、異臭、損傷、汚損、過熱、結露、施錠状態 3. 接地線 損傷、外れ、断線、及び取付け状態	外観点検	1. 区分開閉器、制御箱 異音、異臭、損傷、汚損、過熱 2. キャビネット等 異音、異臭、損傷、汚損、過熱、結露、施錠状態 3. 接地線 損傷、外れ、断線、及び取付け状態
				絶縁診断測定	絶縁抵抗測定
				継電器との連動試験	開閉器の動作と保護継電器との連動
				継電器の動作特性試験	継電器の動作特性を確認する試験
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	1. 架空電線 損傷、たるみ、他物との離隔 2. 支持物等 損傷、汚損、脱落、腐朽、傾斜 3. ケーブル本体 損傷、変形、汚損、腐食、他物との離隔 4. 接続箇所 変色、過熱、異臭 5. ケーブル保護管 異音、異臭、損傷、汚損 6. マンホール 損傷 7. 接地線 損傷、外れ、断線、及び取付け状態	外観点検	1. 架空電線 損傷、たるみ、他物との離隔 2. 支持物等 損傷、汚損、脱落、腐朽、傾斜 3. ケーブル本体 損傷、変形、汚損、腐食、他物との離隔 4. 接続箇所 変色、過熱、異臭 5. ケーブル保護管 異音、異臭、損傷、汚損 6. 埋設表示 7. マンホール 損傷 8. 接地線 損傷、外れ、断線、及び取付け状態
				絶縁診断測定	絶縁抵抗測定

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検項目	点検内容	点検項目	点検内容
受電設備（第二受電設備以降を含む）	断路器	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、及び取付け状態	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、及び取付け状態
				絶縁診断測定	絶縁抵抗測定
	遮断器、 負荷 開閉器	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、及び取付け状態	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、及び取付け状態
				絶縁診断測定	絶縁抵抗測定
				絶縁油の点検・試験	油量、変色、汚損、酸価、絶縁破壊電圧
				内部点検	損傷、変色、亀裂、変形、腐食、ゆるみ、外れ、
	電力用ヒューズ	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態
				絶縁診断測定	絶縁抵抗測定
	計器用変成器	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、取付け状態	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、取付け状態

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検項目	点検内容	点検項目	点検内容
受電設備（第二受電設備以降を含む）	計器用 変成器			絶縁診断 測 定	絶縁抵抗測定
	変圧器	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱及び 取付け状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態 4. PCB使用・保管 の表示	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱及び 取付け状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態 4. PCB使用・保管 の表示
				絶縁診断 測 定	絶縁抵抗測定
		漏 え い 電流測定	B種接地工事の 接地線に流れる 漏えい電流測定	漏 え い 電流測定	B種接地工事の 接地線に流れる 漏えい電流測定
				内部点検	損傷、変色、亀裂、 変形、腐食、ゆるみ、 外れ、タップ値の確 認
				絶縁油の 点 検	油量、変色、汚損、酸価、 絶縁破壊電圧
	電力用 コンデ ンサ 及び リアク トル	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱及び取付 け状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態 4. PCB使用・保管 の表示	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱及び取付 け状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態 4. PCB使用・保管 の表示
				絶縁診断 測 定	絶縁抵抗測定
	避雷器	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱及び取付 け状態 2. 接続箇所 変色、過熱	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱及び取付 け状態 2. 接続箇所 変色、過熱

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検項目	点検内容	点検項目	点検内容
受電設備（第二受電設備以降を含む）			3. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態		3. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態
				絶縁診断 測 定	絶縁抵抗測定
	母線等	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚 損、過熱及び取付け 状態、他物との離隔 2. 接続箇所 変色、過熱	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚 損、過熱及び取付け 状態、他物との離隔 2. 接続箇所 変色、過熱
				絶縁診断 測 定	絶縁抵抗測定
	その他の高圧機器	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱及び取付 け状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱及び取付 け状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態
				絶縁診断 測 定	絶縁抵抗測定
	配電盤・制御回路等	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱及び 取付け状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、 汚損、過熱及び 取付け状態 2. 接続箇所 変色、過熱 3. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態
				絶縁抵抗 測 定	絶縁抵抗測定
				継電器の 動作特性 試 験	継電器の動作特性を 確認する試験
				計器校正 試 験	電圧計・電流計等 校正試験

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検項目	点検内容	点検項目	点検内容
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	配電盤 ・制御回路等			継電器と遮断器等との連動試験	保護継電器との連動
		電圧値、電流値の測定	指示計器 電圧、負荷電流測定	電圧値、電流値の測定	指示計器 電圧、負荷電流測定
	受電設備の建物・室、キュービクルの金属箱	外観点検	1. 建物、金属箱等 損傷、変形、汚損、 発錆、腐食、換気、 照度不足、雨漏り、 雨雪浸入、小動物等 侵入の有無、鍵の 状態、塗装剥離、 周囲の整理・整頓 状態	外観点検	1. 建物、金属箱等 損傷、変形、汚損、 発錆、腐食、換気、 照度不足、雨漏り、 雨雪浸入、小動物等 侵入の有無、鍵の 状態、塗装剥離、 周囲の整理・整頓 状態
	接地装置	外観点検	1. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態	外観点検	1. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態
				接地抵抗測定	接地抵抗測定
配電設備	配電線路	外観点検	1. 架空電線 損傷、たるみ、 他物との離隔 2. 支持物等 損傷、汚損、脱落、 腐朽、傾斜 3. ケーブル本体 損傷、変形、汚損、 腐食、他物との離隔 4. 接続箇所 変色、過熱、異臭 5. ケーブル保護管 異音、異臭、損傷、 汚損 6. マンホール 損傷 7. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態	外観点検	1. 架空電線 損傷、たるみ、 他物との離隔 2. 支持物等 損傷、汚損、脱落、 腐朽、傾斜 3. ケーブル本体 損傷、変形、汚損、 腐食、他物との離隔 4. 接続箇所 変色、過熱、異臭 5. ケーブル保護管 異音、異臭、損傷、 汚損 6. 埋設表示 7. マンホール 損傷 8. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態
				絶縁診断測定	絶縁抵抗測定

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検項目	点検内容	点検項目	点検内容
配電設備	断路器、遮断器、開閉器、変圧器、計器用変成器、コンデンサ、その他高圧機器		受電設備に準ずる		受電設備に準ずる
	接地装置		受電設備に準ずる		受電設備に準ずる
非常用予備発電装置	原 動 機 及 び 付 属 装 置	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 2. 燃料装置 貯蔵量、損傷、外れ、腐食、漏油 3. 冷却装置 貯水量、不凍液、損傷、外れ、腐食、漏水 4. 潤滑油装置 油量、損傷、外れ、腐食、漏油 5. 始動装置 損傷、汚損、腐食、空気貯蔵槽の漏気・圧力、蓄電池の電圧・液量 6. 吸気・排気装置 損傷、腐食	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 2. 燃料装置 貯蔵量、損傷、外れ、腐食、漏油 3. 冷却装置 貯水量、不凍液、損傷、ゆるみ、外れ、腐食、漏水 4. 潤滑油装置 油量、損傷、ゆるみ、外れ、腐食、漏油 5. 始動装置 損傷、汚損、腐食、空気貯蔵槽の漏気・圧力、蓄電池の電圧・液量 6. 吸気・排気装置 損傷、異音、腐食、漏気
		始動試験	運転状態 温度、異音、異臭、振動、漏気、始動、停止、排気ガスの状態、換気、圧力	始動試験	運転状態 温度、異音、異臭、振動、漏気、始動、停止、排気ガスの状態、換気、圧力
				機関保護 継 電 器 動作試験	保護継電器動作試験 （過速度、油圧低下、水温上昇、起動渋滞等）

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検項目	点検内容	点検項目	点検内容
非常用予備発電装置	発電機及び励磁装置接地装置	始動試験	運転状態 温度、異音、異臭、振動、回転、電圧発生状態停止、排気ガスの状態、換気、圧力	始動試験	運転状態 温度、異音、異臭、振動、回転、電圧発生状態停止、排気ガスの状態、換気、圧力
				絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定
				接地抵抗測定	接地抵抗測定
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	受電設備に準ずる	外観点検	受電設備に準ずる
				継電器との連動試験	保護継電器との連動
				継電器の動作特性試験	継電器の動作特性を確認する試験
				制御回路試験	シーケンス試験
				その他は受電設備に準ずる	
蓄電池設備	蓄電池本体	外観点検	本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態	外観点検	本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態
		液量点検	液量確認	液量点検	液量確認
				電圧、比重、液温測定	電圧、比重、液温の測定
	充電装置、付属装置	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 2. 付属装置 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 3. 接地線 損傷、外れ、断線、及び取付け状態	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 2. 付属装置 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 3. 接地線 損傷、外れ、断線、及び取付け状態
				絶縁診断測定	絶縁抵抗測定

電気工作物		月次点検		年次点検	
		点検項目	点検内容	点検項目	点検内容
				接地抵抗測定	接地抵抗測定
負荷設備	配線 配線機器	外観点検	1. 配線 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び他物との離隔 2. 配線機器 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 3. 分電盤、操作盤等 操作・点検用スペースの適否 4. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、及び断線	外観点検	1. 配線 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び他物との離隔 2. 配線機器 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 3. 過負荷保護装置 整定値確認 4. 漏電火災警報器 テストボタンによる動作確認 5. 漏電遮断器の動作試験 6. 分電盤、操作盤等 操作・点検用スペースの適否 7. 接地線 損傷、ゆるみ、外れ、及び断線
					絶縁抵抗測定
					接地抵抗測定
	その他の機器類	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 2. 接地線 損傷、外れ、断線、及び取付け状態	外観点検	1. 本体 異音、異臭、損傷、汚損、過熱及び取付け状態 2. 接地線 損傷、外れ、断線、及び取付け状態
					絶縁抵抗測定
					接地抵抗測定

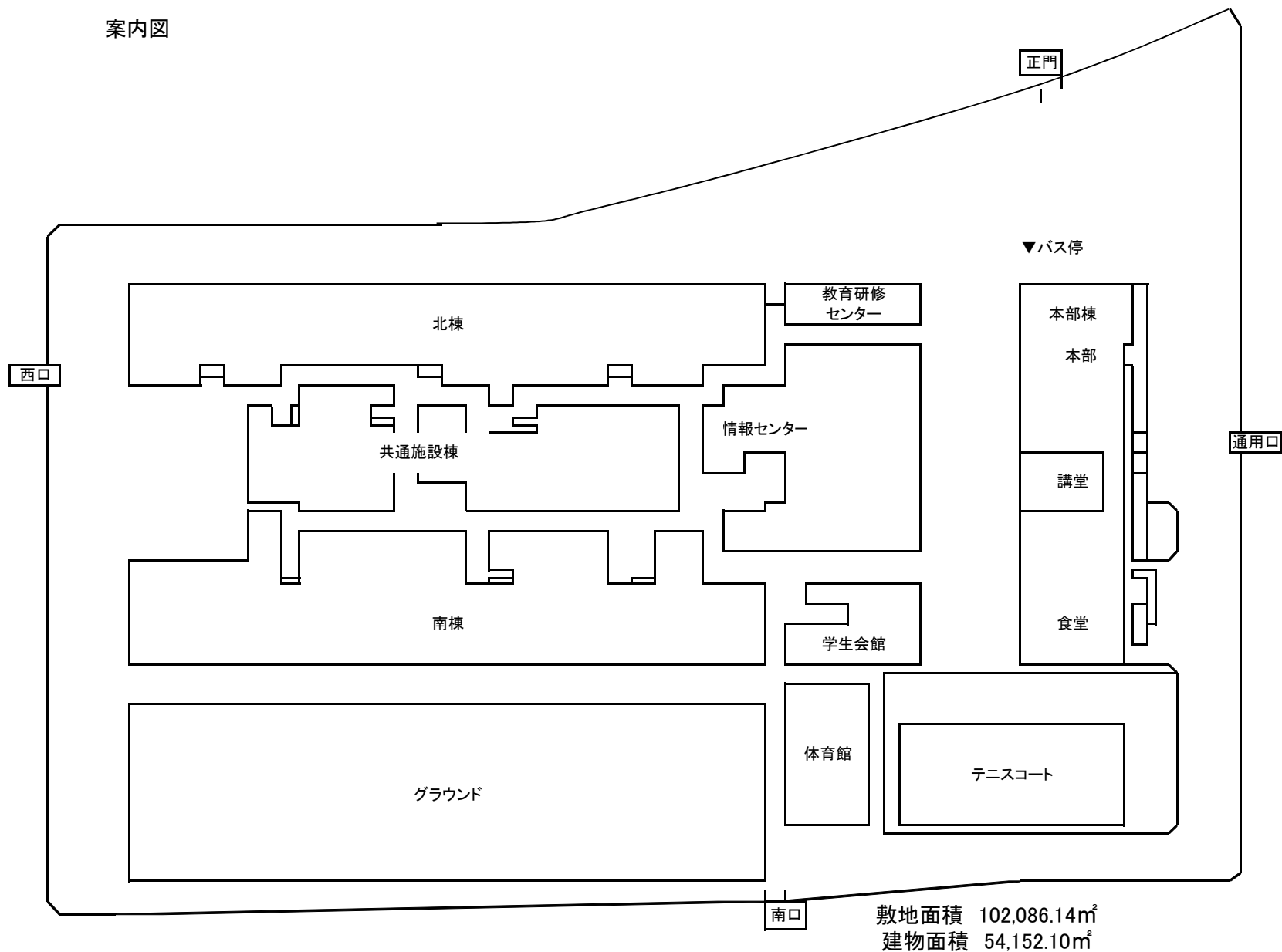
点検方法（太陽電池発電所）

月次点検及び年次点検

電気工作物	月 次 点 検		年 次 点 検	
	点検項目	点検内容	点検項目	点検内容
太陽電池アレイ	外観点検	1. 本体 損傷、変形、汚損、 腐食、亀裂、発錆、 及び取付け状態	外観点検	1. 本体 損傷、変形、汚損、 腐食、亀裂、発錆、 及び取付け状態
			接地抵抗測定	接地抵抗測定
接続箱	外観点検	1. 本体 損傷、変形、汚損、 腐食、亀裂、発錆、 及び取付け状態	外観点検	1. 本体 損傷、変形、汚損、 腐食、亀裂、発錆、 及び取付け状態
			絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定
			接地抵抗測定	接地抵抗測定
パワーコンディショナ	外観点検	1. 本体 損傷、変形、汚損、 腐食、亀裂、発錆、 及び取付け状態	外観点検	1. 本体 損傷、変形、汚損、 腐食、亀裂、発錆、 及び取付け状態
			絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定
			接地抵抗測定	接地抵抗測定
			表示部動作確認	表示部動作確認
	電圧値、 電流値の測定	1. 指示計器 電圧、負荷電流測定	電圧値、 電流値の測定	1. 指示計器 電圧、負荷電流測定
系統連系保護装置	外観点検	1. 本体 損傷、変形、汚損、 腐食、亀裂、発錆、 及び取付け状態	外観点検	1. 本体 損傷、変形、汚損、 腐食、亀裂、発錆、 及び取付け状態
			単独運転検出機能の確認	単独運転検出機能の動作確認試験

電気工作物	月 次 点 検		年 次 点 検	
	点検項目	点検内容	点検項目	点検内容
蓄電池等	外観点検	1. 本体 損傷、変形、汚損、 腐食、亀裂、発錆、 及び取付け状態	外観点検	1. 本体 損傷、変形、汚損、 腐食、亀裂、発錆、 及び取付け状態
	液量点検	液量確認	液量点検	液量確認
			電 圧 、 比 重 、 液 温 の 測 定	蓄電池の電圧・電 流・液温の測定
接地装置	外観点検	1. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態	外観点検	1. 接地線 損傷、外れ、断線、 及び取付け状態
			接地抵抗 測 定	接地抵抗測定

案内図

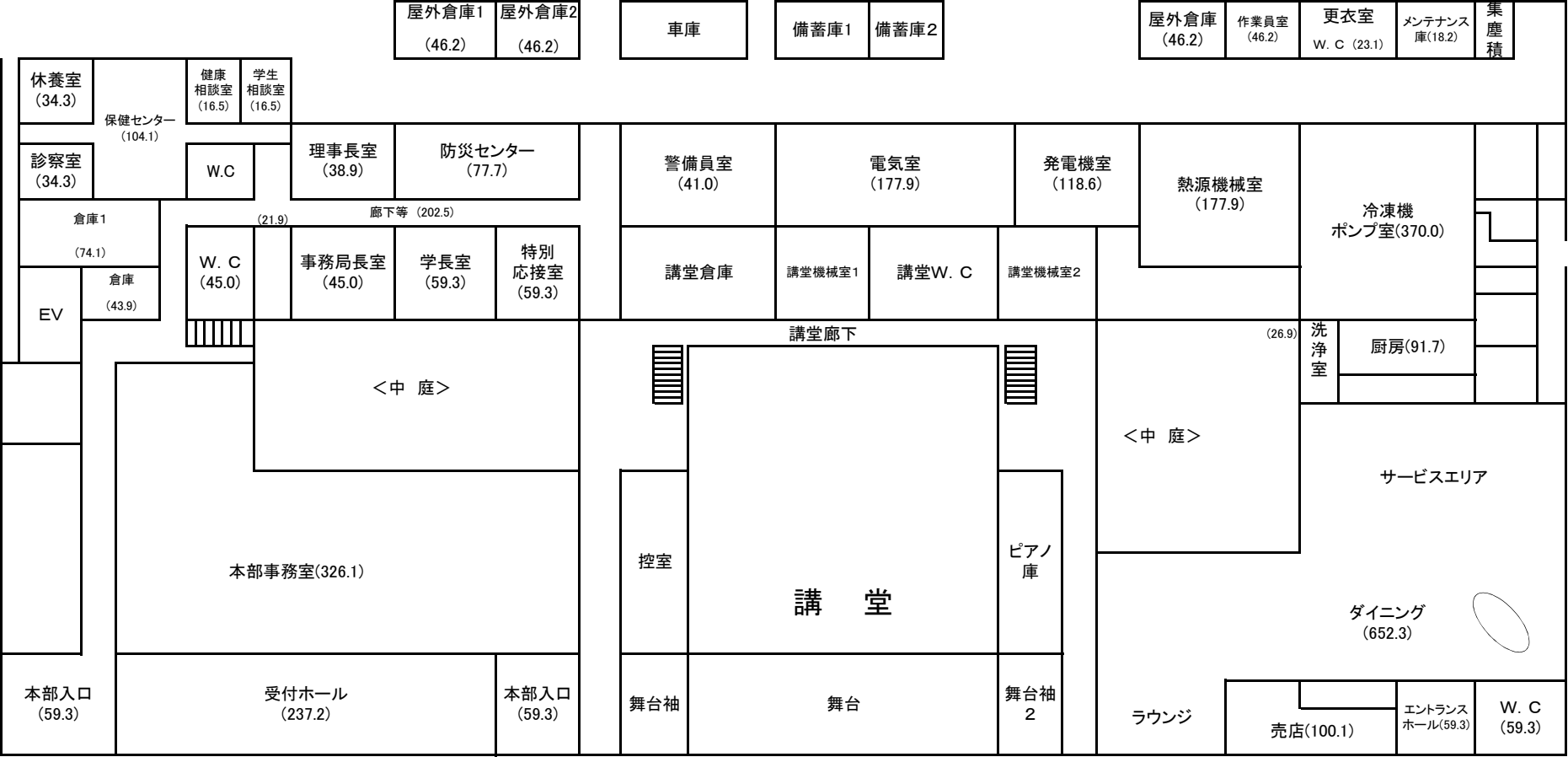


本部棟

()内は面積(m²)

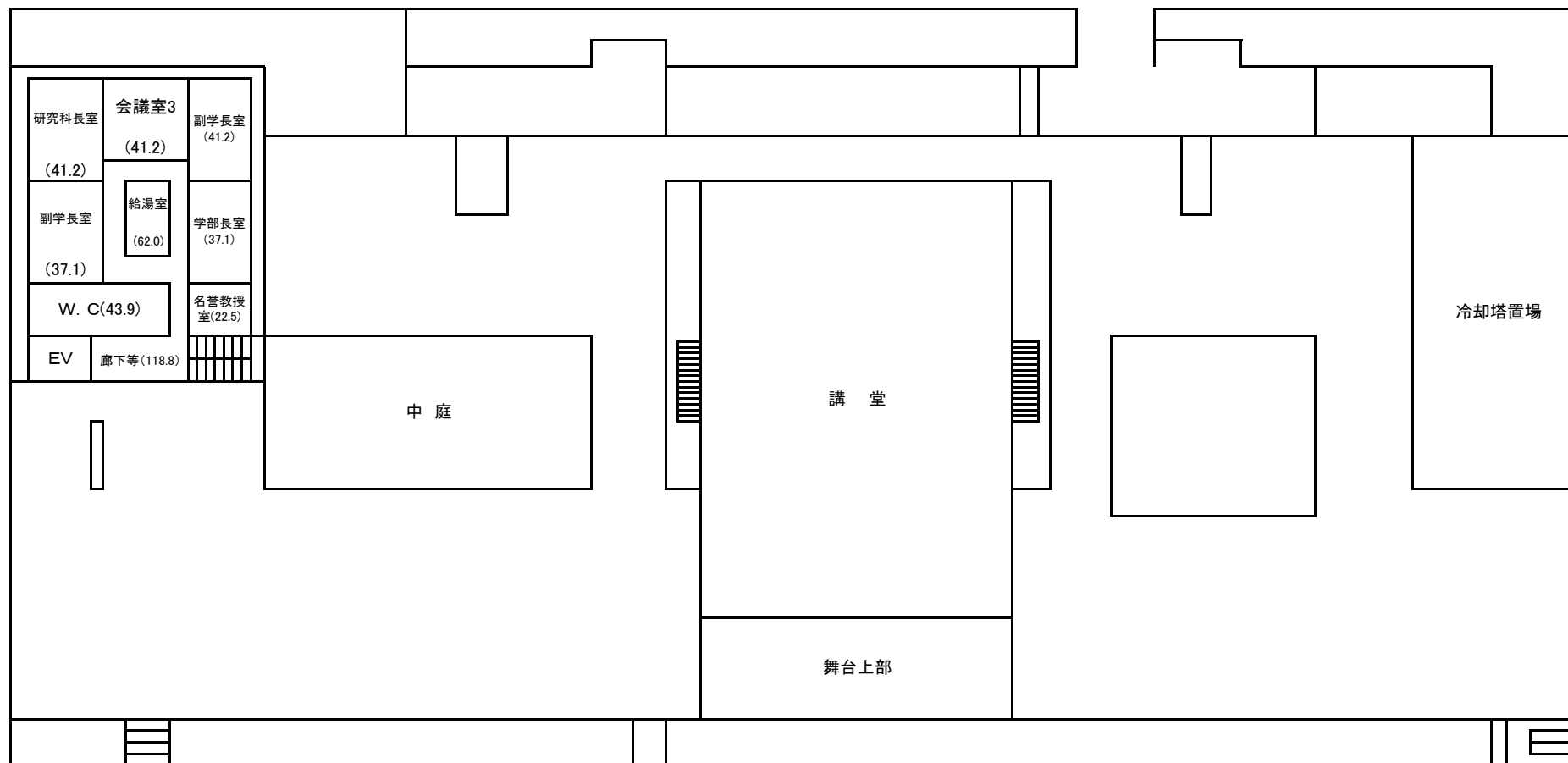
1階

本部棟(本部)

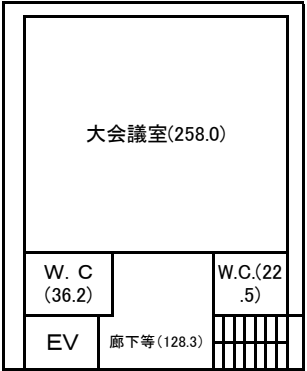


2階

()内は面積(m²)

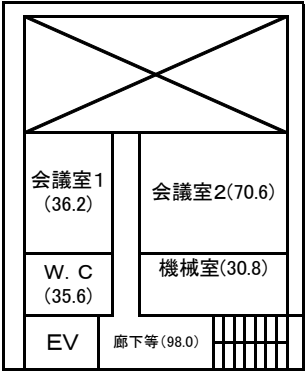


3階



()内は面積(m²)

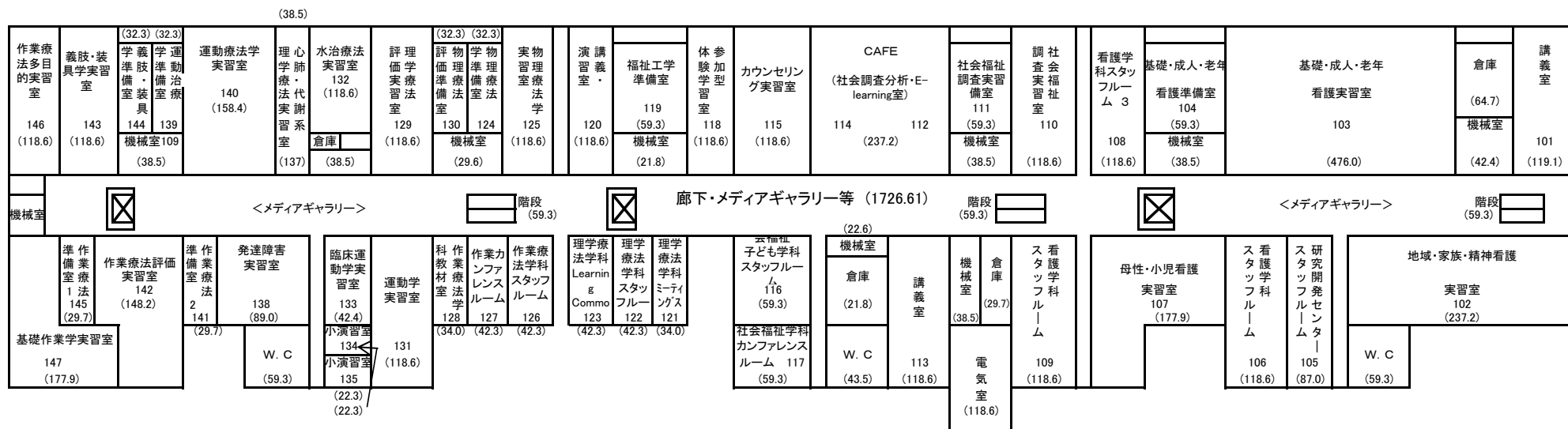
4階



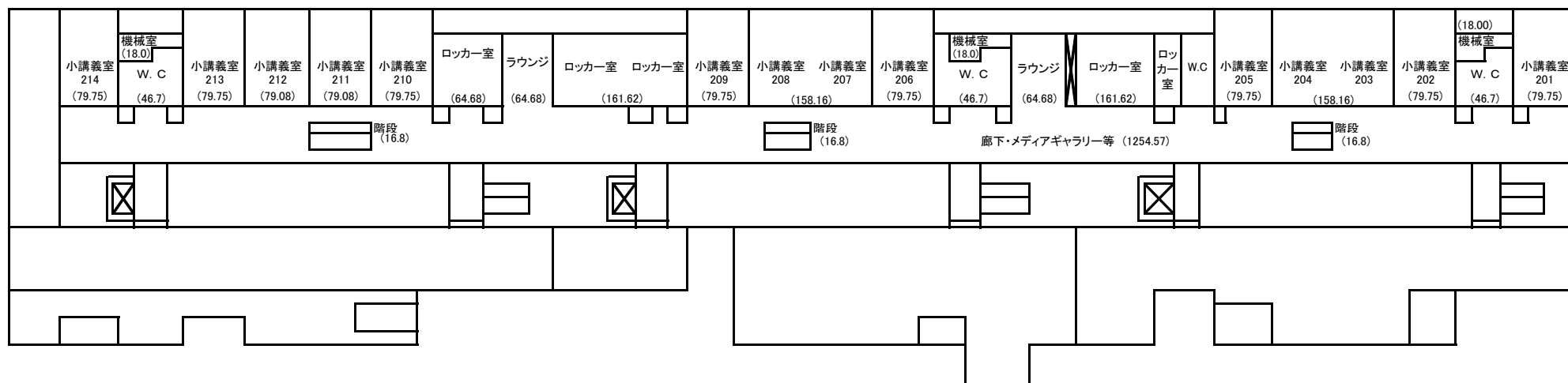
北棟

()内は面積(m²)

1 階

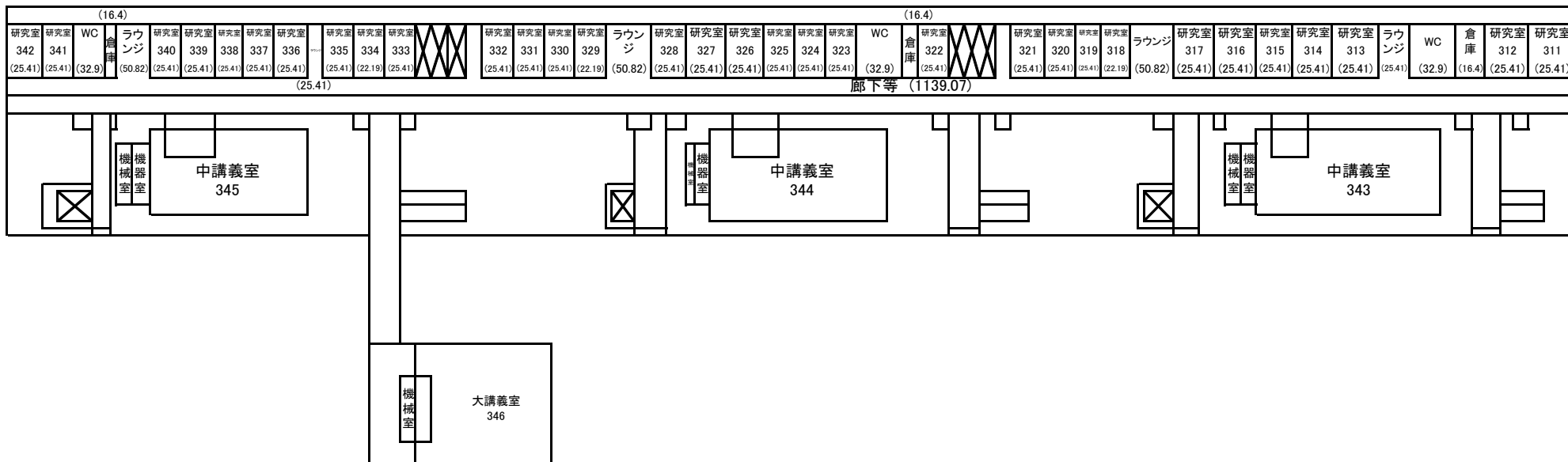


2階

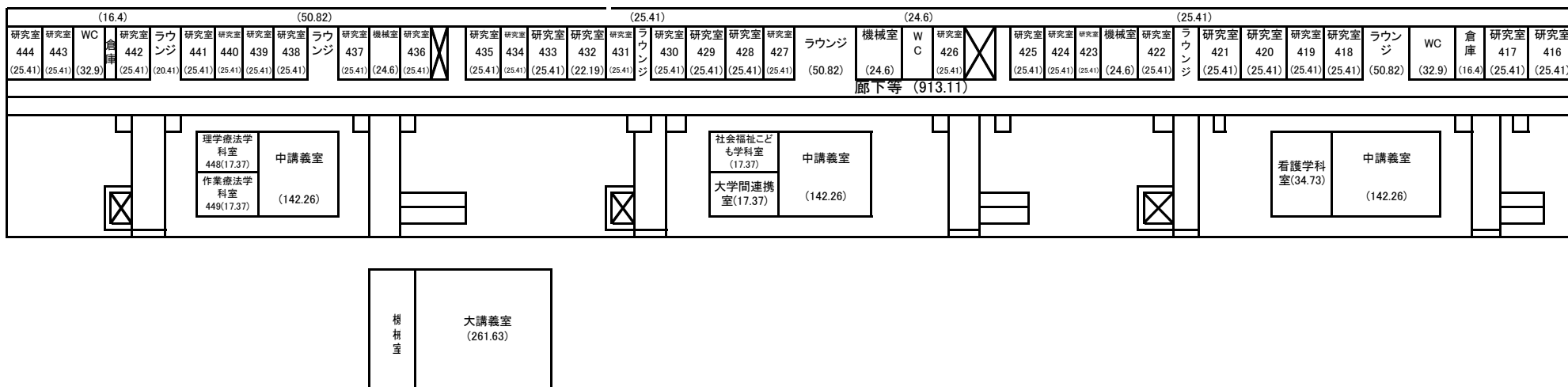


3階

()内は面積(m²)



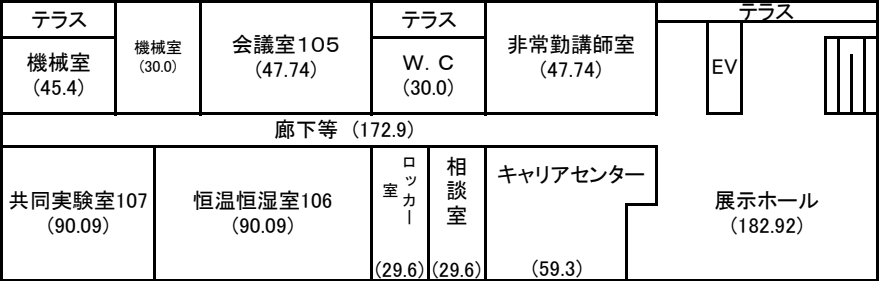
4階



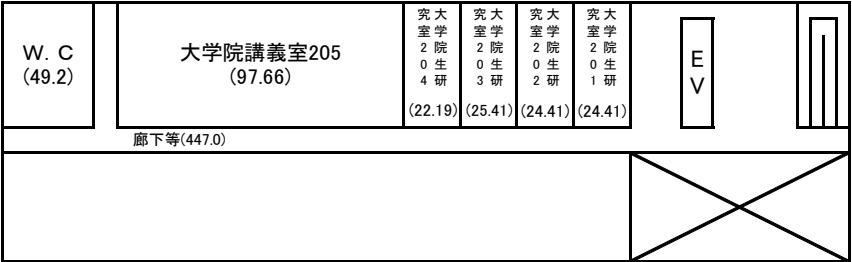
教育研修センター棟

()内は面積(m²)

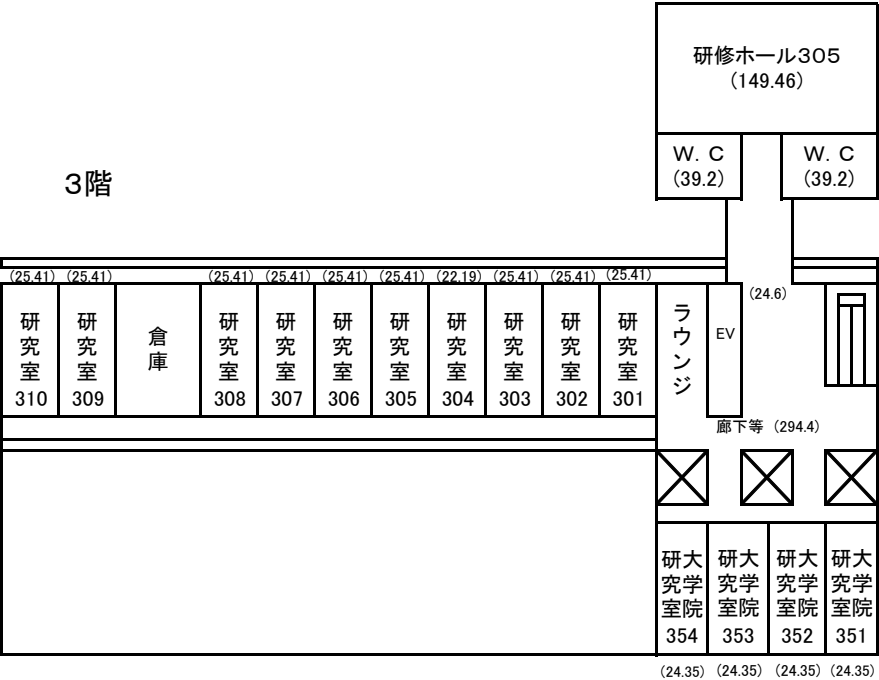
1階



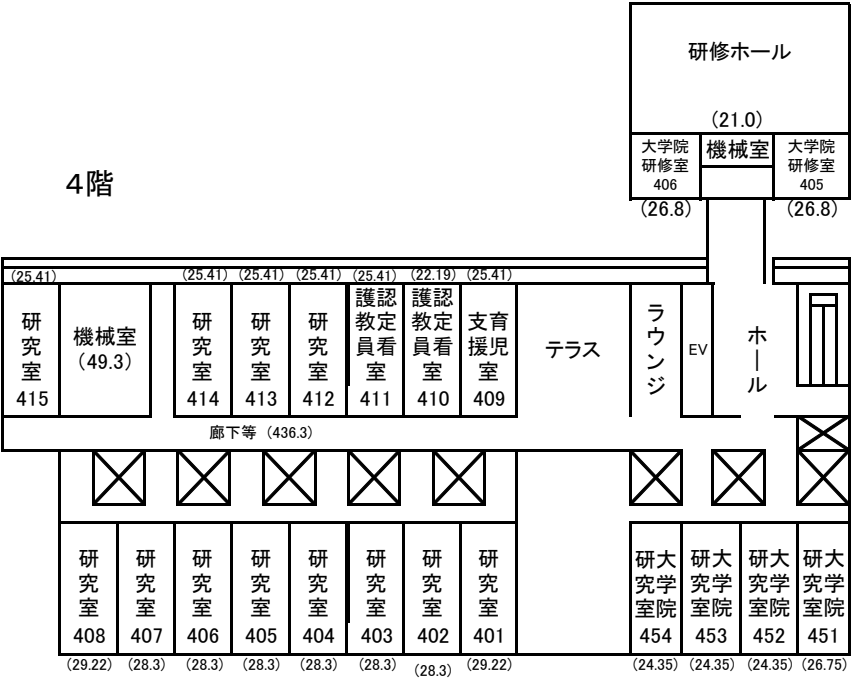
2階



3階



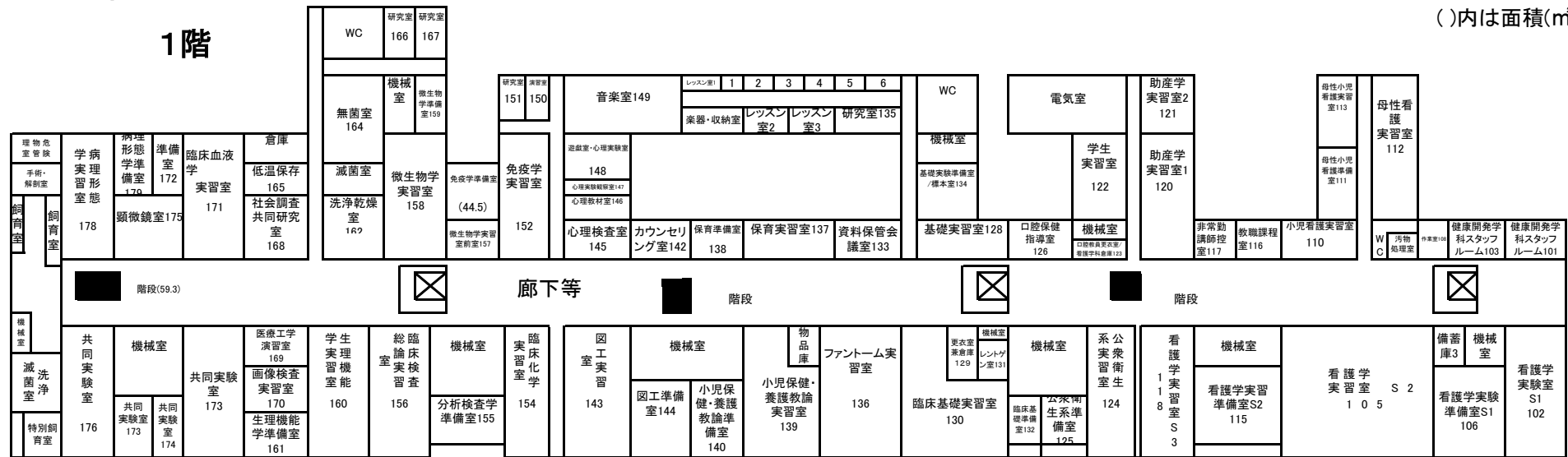
4階



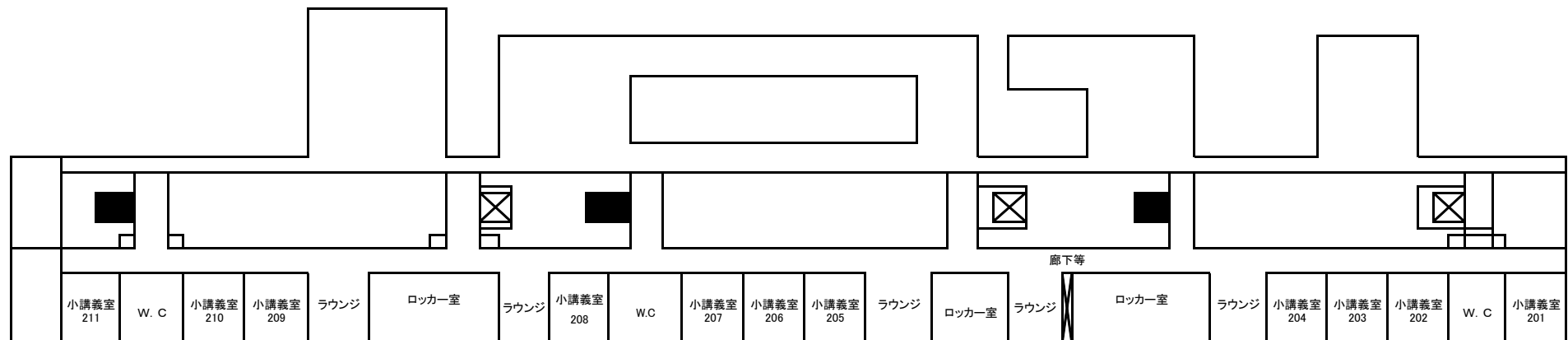
南棟

1 階

()内は面積(m²)

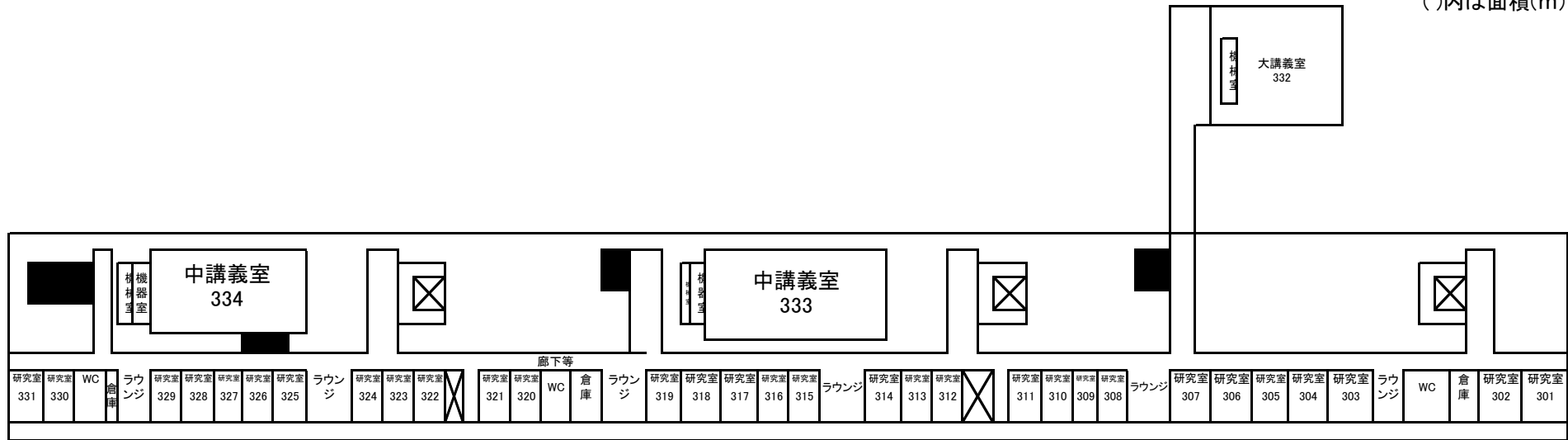


2階

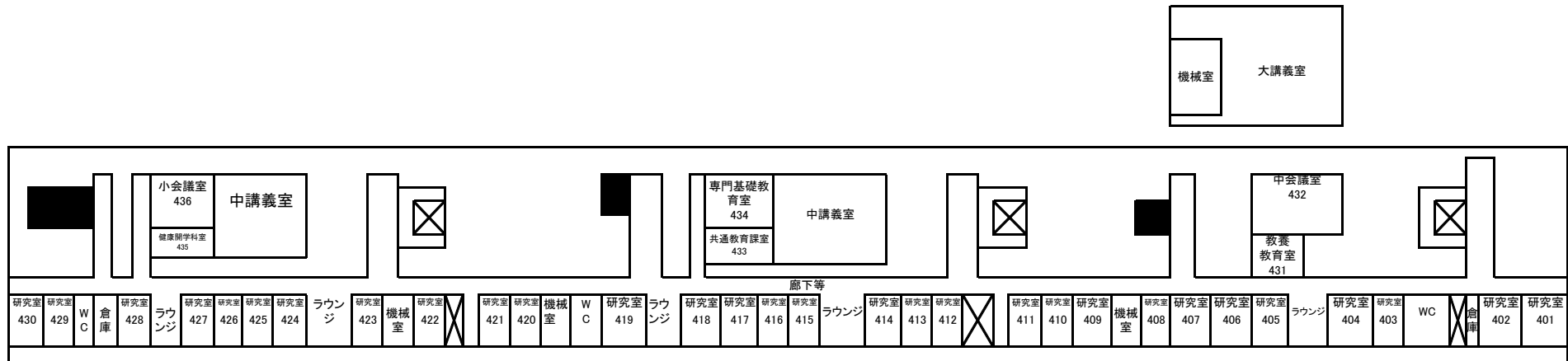


3階

()内は面積(m²)



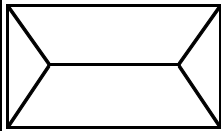
4階



共通施設棟

()内は面積(m²)

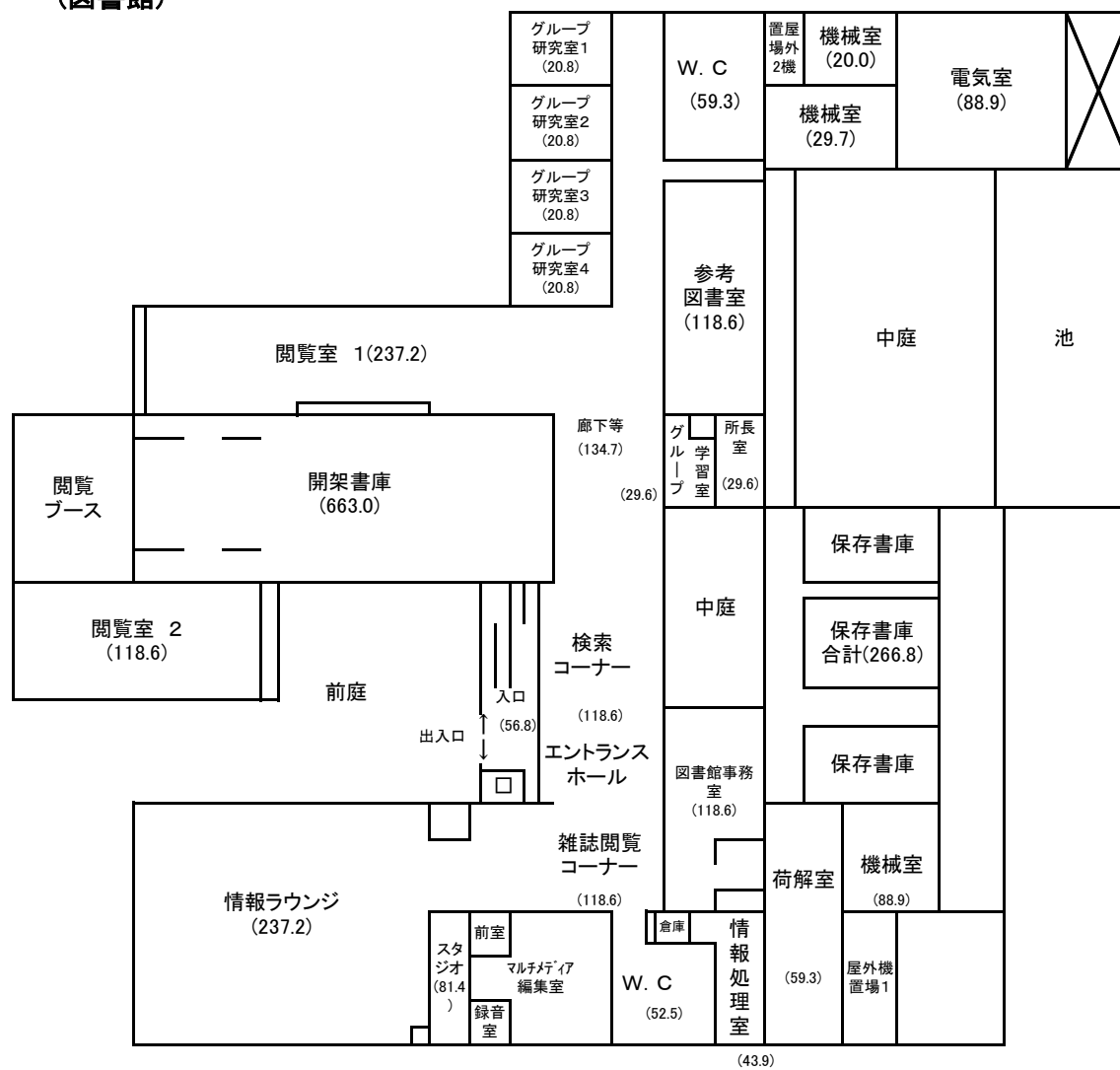
小演習室 116 (22.0) 小演習室 117 (22.0) 小演習室 118 (22.0) 小演習室 119 (22.0) 小演習室 120 (22.0) 小演習室 121 (22.0)			生理学 準備室 112 (59.3) 化学 準備室 110 (59.3)	生理学実習室 111 (118.6) 化学実験室 109 (118.6)	生物学 準備室 115 (59.3)	
					人体構造 標本室 114 (59.3)	
					ロッカー室	
W. C (59.3) ☒			物理学・生物学 実験室 101 (118.6)			
			物理学 準備室 102 (59.3)			
			解剖学実習室 103 (118.6)			
			凍結切片 作成室 105 (14.8) 電子顕微 鏡室106 (14.8)	超低温 保存室 108 (29.7)	解剖学 準備室 104 (59.3)	
			測定 機器室 107 (59.3)		暗室 (14.9) 天秤室 (14.9)	機械室 102 (70.6)

中演習室 126 (29.7)		小演習室 115 (22.0)		☒	調理実習室 107 (118.6)		材料 保管 庫 108 (29.7)		機 械 室 (70.6)		小演習室 106 (22.0)	
中演習室 125 (29.7)		小演習室 116 (22.0)			W. C (59.3) 				中演習室 105 (44.0)			
中演習室 124 (29.7)		小演習室 117 (22.0)							小演習室 104 (22.0)			
中演習室 123 (29.7)		小演習室 118 (22.0)							小演習室 103 (22.0)			
中演習室 122 (29.7)		小演習室 119 (22.0)							中演習室 102 (44.0)			
中演習室 121 (29.7)		小演習室 120 (22.0)							準情 備報 室処 理110 (29.6)		小演習室 101 (22.0)	
ヒューマンケア実習室 日常生活活動実習コーナー 114 (237.1)				CAI実習室 111 (148.2)								
ヒューマンケア実習室 老人・看護実習コーナー 宿泊体験コーナー 113 (118.6)				CAI 準備 室 112 (29.6)								

廊下等合計 (468.8)

情報センター
(図書館)

()内は面積(m²)



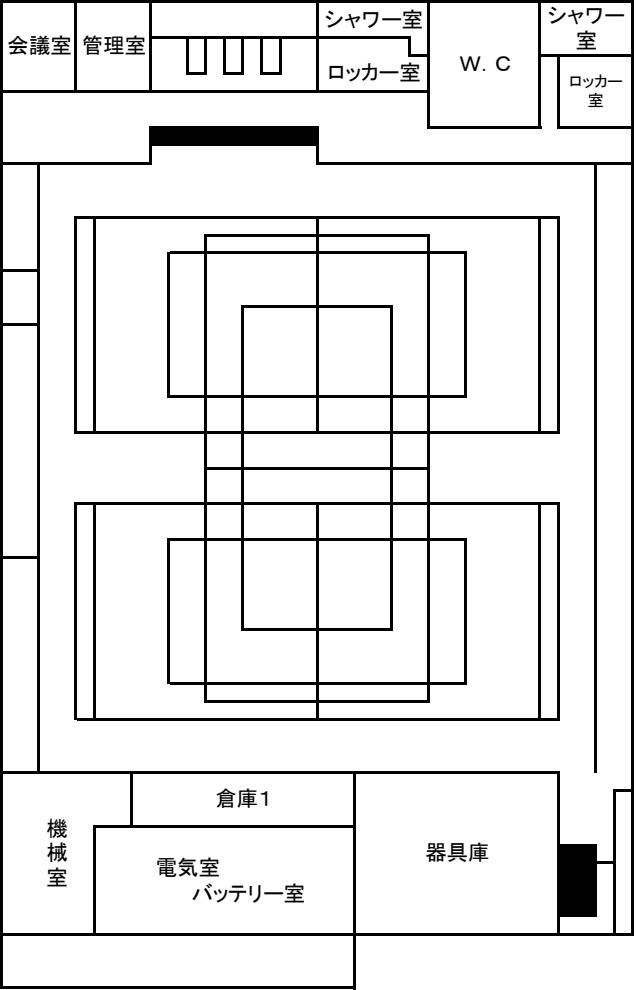
学生会館

1階



体育館（校舎面積算入除外）

1階



2階

